

第 1 章

第 3 次能美市地域福祉活動計画の策定にあたって

◆ 助けたり、助けられたりの地域づくり

地域福祉の推進は10年、20年後の地域社会づくりへの先行投資と言われるように、短期間で目に見える変化が得られにくいものです。平成20年度から24年度までを第1次計画、平成25年度から29年度までを第2次計画として、10年間に亘り地域福祉活動計画を策定、推進しながら、見守りや助け合いができる地域づくりをめざしてさまざまな取り組みを続けてきました。第2次計画の期間中には、地域福祉推進の継続的な取り組みが、少しずつ形として見え始め、住民の小地域福祉活動の基盤の単位である「地域福祉委員会」が全町(内)会に設置されました。

その一方、急激な少子高齢社会の進展だけでなく単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化が進んだことから、地域には多くの生活課題があり、これまで以上に重層的な助け合いを進めることが急務となっています。ひとり一人の生活課題を我が事と捉え、皆で検討していく地域づくりを進めること、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、お互い様の関係ができること、また、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できること、そして、このことを住民だけではなく、専門職、関係機関等多くの職種の担当者が協働しながら、丸ごとの地域づくり＝地域共生社会の推進に取り組むことが求められています。

第3次計画となる本計画では、これまで継続してきた「福祉意識の醸成」の取り組みや、「見守り支え合いの活動のしくみづくり」を、今後5年間をかけて、さらに拡充させ、住民同士の信頼関係の構築を進めるために、私たち住民が取り組むべきことを明らかにしていきます。そのためのキーワードとして「助けたり、助けられたりの地域づくり」を掲げ、能美市に暮らす「私たちのまちづくり大作戦」として、能美市らしい地域共生社会の構築に取り組んでいくこととします。



これからの5年間で'助けたり、助けられたりの地域づくり'を進めます。

能美市（の少子高齢化）の現状

能美市の人口の経年変化を見ると、概ね微増の年が多いものの増加率は1%に満たず、横ばいに近い微増傾向が続いています。そうした中、少子高齢化は目に見えて進行していることが巻末の資料から読み取れます。

ちなみに、わが国の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人の割合）は、平成28年10月1日現在で27.3%です（総務省「人口推計」）。

過去を振り返ると、平成23年10月1日時点のわが国の高齢化率は23.3%でしたが、翌年の平成24年10月1日には25.1%と初めて25%を超えました。能美市の高齢化率は今のところ平成29年4月1日現在で24.9%と、全国水準に比べて5年の開きがあります。

幸い、能美市では、この5年間の第2次地域福祉活動計画の期間を通して、地域住民の助け合い・支えあいの基礎である「地域福祉委員会」の設置率を100%にすることができましたし、ボランティア登録者数も増加傾向が続くなど、これからの社会の変化に向けた対応が進んできました。

第2次計画5年間（H24～29）の社会の変化

わが国では、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）および年少人口の減少に対応して「高年齢者をはじめ働くことができる全ての人が社会を支える全員参加型社会の実現」を掲げて改正された「高年齢者雇用安定法」が平成25年4月1日より施行されました。この改正には、年金支給年齢の段階的引き上げにより、無年金・無収入となる人が生じることを防ぐという事情もあります。ちなみに、平成28年の年金納付率は65.0%（厚生労働省）であり、少なからぬ人々が年金というわが国の社会保障制度から切り離された状態にあります。

また、経済的・社会的な格差が生じていると言われる今日、子どもの貧困が社会問題となってきました。貧困は単独の問題ではなく、健康・学力・対人関係・社会経験などとも影響しあって複合的な様相を呈します。平成25年6月には「子どもの貧困対策法」が成立し、同年12月には「生活困窮者自立支援法」が成立するなど法律の整備は進んでいますが、地域においては、「気づくこと」「自分達にできることを考えること」「公的支援につなぐこと」、そのための普段からの「見守り・支え合い・助け合い」が大切になってきます。

貧困だけでなく、障がいのある人や認知症の人も含め、「社会的排除」ではなく「社会的包摂」を目指すあたためた地域づくりがますます必要となります。

ただ、地域福祉活動計画は、困った人・支援が必要な人を助けるためだけにあるのではなく、「あらゆる世代のすべての住民」を対象にしながら、「地域力を高める」という目的もあります。年少人口および生産年齢人口の減少を食い止めるためには、若い世代が満足できる魅力や活気ある地域づくりが必要です。老若男女すべての人が、集い交流し合える場づくりが地域に求められます。そうした多様な世代のニーズを拾うためには、公民館等を利用したサロンやカフェなどの活性化・多様化が、今後さらに必要になると思われます。

◆大切なポイント

◆能美市地域福祉活動計画＜第3次＞

能美市地域福祉活動計画は住民が参画し、住み慣れた地域で、だれもが互いに信頼し合って暮らせる福祉の地域づくりのための取り組みを協議し、推進している計画です。第1次計画(平成20～24年度)、第2次計画(平成25～29年)を踏まえ、第3次計画を策定しました。

能美市の「能美市総合計画」や「地域福祉計画」「障害者計画・障害者福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「のびのび高齢者プラン」などの福祉関連計画と連携しながら策定しました。

◆能美市地域福祉活動計画＜第3次＞の期間は5年間

第3次能美市地域福祉活動計画は、平成30年度から34年度にかけての5年間の計画です。

取り組みを実行し、年度ごとに取り組みの進捗状況や地域における効果について、包括的な支援ができる体制の構築状況を確認していきます。

◆住民が地域福祉の推進の理解を深め、取り組みに参加する意義

福祉の意識は一朝一夕に育つものではなく、それが醸成されるには継続した取り組みが必要です。

地域に暮らす住民が、地域福祉活動計画の様々な取り組みを知り、理解し、参加することで、つながりあい、共に生きる意識を高めていくことが地域全体の福祉意識の向上につながります。

◆福祉は私たちの普段の暮らしに関わっています

今までは、「福祉」は、困っている人のもの、高齢者の介護や障がいのある人のためにあるものと思われていました。しかし、これからは、私たち一人ひとりの普段の生活に関わるもの、つまり、**< ふだんの くらしの しあわせ >**が「福祉」なのだと考えます。

◆助けたり、助けられたりの地域づくりが『私たちのまちづくり大作戦』です

日常生活を営む地域社会の中で、家族、友人、近隣の人々と助けたり、助けられたりできる豊かな信頼関係を作り、誰もが自分らしく誇りをもって、いきいきと暮らせる社会の具現化を目指します。そのために地域の全ての住民・事業者・企業・関係団体・行政などが力を合わせ、「私たちのまちづくり大作戦」として進めます。

◆問題解決は、みんなの力で！住民主体が地域力（ちいきりょく）となります

高齢者・障がいのある人・子育て家庭の支援など、個人だけで解決できない問題は、地域の問題として、住民とともに市や企業、NPOなどの関係する諸団体が、各々のできることを相互に協力し合い、主体的に問題の解決に向けて、多機関が協働して連携していくことが大切です。

その積み重ねが、地域における住民主体を育み、問題解決力を高め、地域としての価値を創造していく「地域力」となります。



一人ひとりが福祉の意識を持つことが大切です。地域の一員として考えてほしいのです。

◆ “ノーマライゼーション” は福祉の基本的な考え方

ノーマライゼーションは、障がいのある人や高齢者などを一般社会から引き離して特別扱いするのではなく、誰もが同じ人間として普通に生活を送ることがあたり前だとする考え方であり、誰もが共に生きる（共生）社会の実現を推進していく福祉の基本的な考え方です。

さらに現在は、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、共に生きる社会の構成員として包み、支え合うことを表すインクルージョン（“包摂”）という言葉を用いることが多くなっています。また、合理的配慮という言葉も使われはじめました。

※合理的配慮・・・合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法（正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められるようになりました。

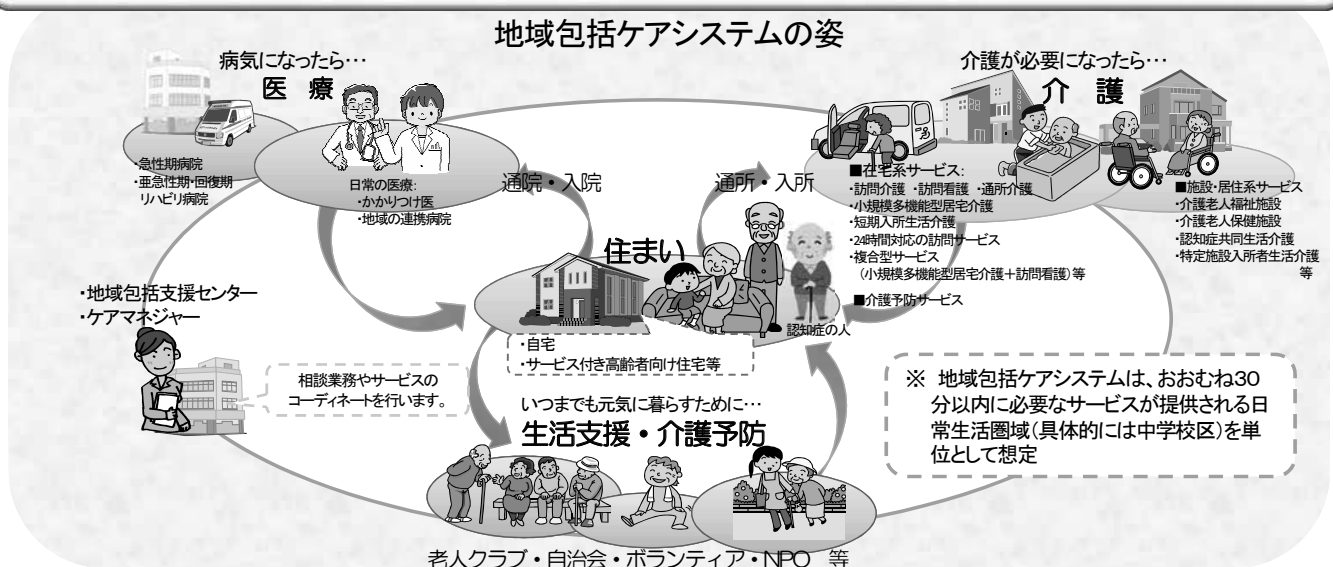
<参考>地域包括ケアシステムとは、「地域力」と「医療・介護・福祉」の連携

出典:厚生労働省

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



◆ “自助互助・共助・公助”の推進による地域包括支援体制の構築

少子高齢、核家族化が急速に進み、自殺や生活困窮、虐待、ひきこもりなど新たな社会問題が生じる中、個人の価値観も多様化し、生活の基本である家庭や自分自身で出来ることを行なう「自助」の機能が弱まっています。本来、自分の暮らしの全般を自身のみで行うことはなく、多くの人からの手助けを受けています。しかし、その多くは貨幣が介在したモノです。この貨幣経済が進み過ぎると、貨幣価値に換算できにくい大切なモノを多く見失ってしまいます。人は助けられるばかりではなく、他者の困りごとに気づいたり、手助けしたりする利他性を発揮することで繁栄したと考えられています。また、人助けにより、自分自身の課題にも新たな視点が生まれ、これが「自助」の力を膨らませることになります。

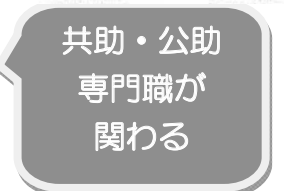
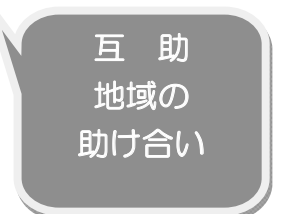
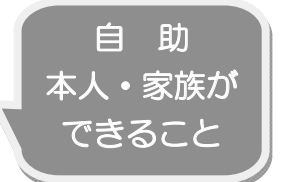
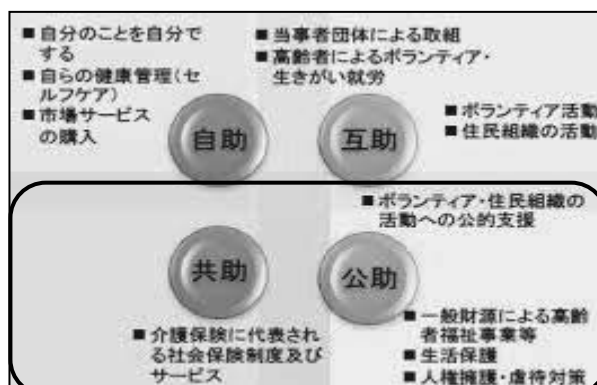
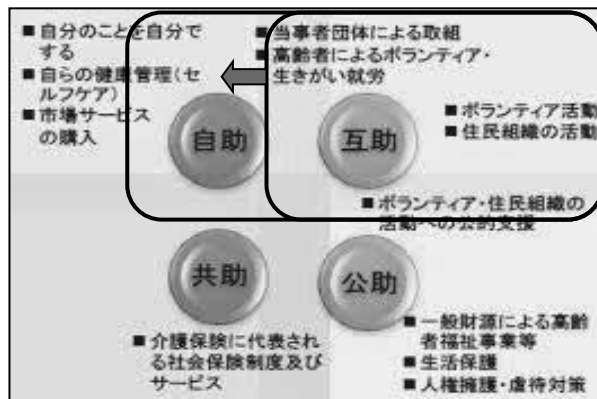
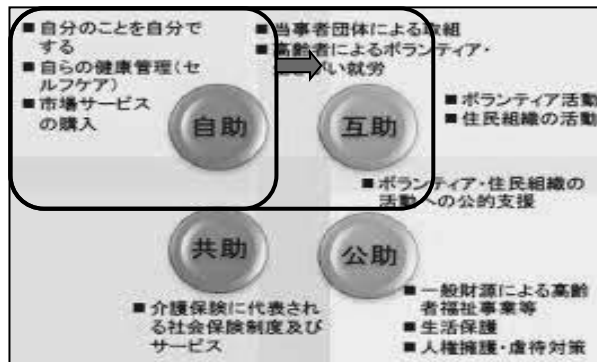
このようにお互い様で助け合うということは、「自助」も「互助」も常に心の中を去来し、この気働きの積み重ねが己を磨き、地域力に結び付いているはずで、これがひいては地域の新しい福祉文化の醸成につながるものと考え、本計画では、「自助互助」と表記して、両者を一体的に扱っていくことにします。

また、誰もが、その人らしく尊重された生活をおくることのできる社会の実現のためには、「公助」としてのさまざまな制度の充実や、介護保険に代表される社会保障制度の「共助」も必要なことであり、それぞれが役割分担しながらもオーバーラップした関わりを持ち「自助互助・共助・公助」が相まって、隙間をつくらぬ地域包括支援体制の構築を進めていきます。

<参考>

介護・医療・福祉という専門的なサービスと、その前提としての住まい、介護予防・生活支援が在宅生活を支えます。

地域包括ケアを進める要素(左)と4つのしくみ



◆地域福祉で捉える“地域”とは？

地域福祉で捉える「地域」とは、住民の生活の場を基盤としたものと考えます。身近な顔の見える範囲から、町会・町内会、小・中学校区、市全域など捉え方は様々ですが、住民のいろいろな福祉活動に応じて、無理のない取り組みができる範囲と考えます。



市(第1層)、地区(第2層)、町(内)会(第3層)の中でのいろいろな集いの場・コミュニティサロンについて、次頁で説明します。

※ 文中の「住民」とは、能美市に住む人も、働く人も含めています。

◆ 地域の中には、いろいろな集いの場・コミュニティサロンがあります

地域層	主 体	形 態	
		だれもが参加型	テーマ型
第1層 市全域	有志・ボランティア	親子のつどい	介護者のつどい 「ほっとあんしんサロン」
	介護保険施設・事業所	地域交流の祭りやイベント	認知症カフェ・相談会
	社会福祉協議会	ボランティアフェスティバル 共生型親子サロン	障害者の社会参加のつどい
第2層 中学校 圏域	有志・ボランティア 地区組織	地区ごとのイベント	少し虚弱な方のサロン「ほがらか会」 親子サロン
第3層 町(内)会	町(内)会	公民館開放・公民館カフェ・コミュニティサロン・カフェ	いきいきサロン
目 的 ・ 地域で高齢者や障がいのある人(児)、子育て中の親子も含め、だれもがつながりを深めます。 ・ 地域の中のみんなの居場所と考えることから、参加することで孤立防止につながります。 ・ サロンに参加することで、仲間ができ、楽しみやいきがいを持つことにつながります。 ・ 交流の場により会話ができ、悩みや不安を解消することにつながります。 ・ レクリエーションや趣味の活動などにより、健康維持や介護予防につながります。 ・ 住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりにつながります。			

◆ サロンでは会話ができ、相談ができる個と個の信頼関係を構築することから、助け合い活動につながります。だれもが地域での居場所を得て、人とのつながりを持つために、地域のいろいろなところで、いろいろな形態のコミュニティサロン・カフェが増え、充実していくことが大切だと考えます。



※ 能美市内のほとんどの町(内)会地域福祉委員会では、いきいきサロンが開催頻度は異なっても定期的に行われています。特に近年は介護予防としての重要性が理解され、毎週1回は何らかの集いの場がある町会が多くなっています。開催の内容や形態もその町(内)会独自で、サロンやカフェが工夫され開かれるようになってきました。今後は、集いの場に来ない人、来られない人への対応を考えて行くことが必要となります。

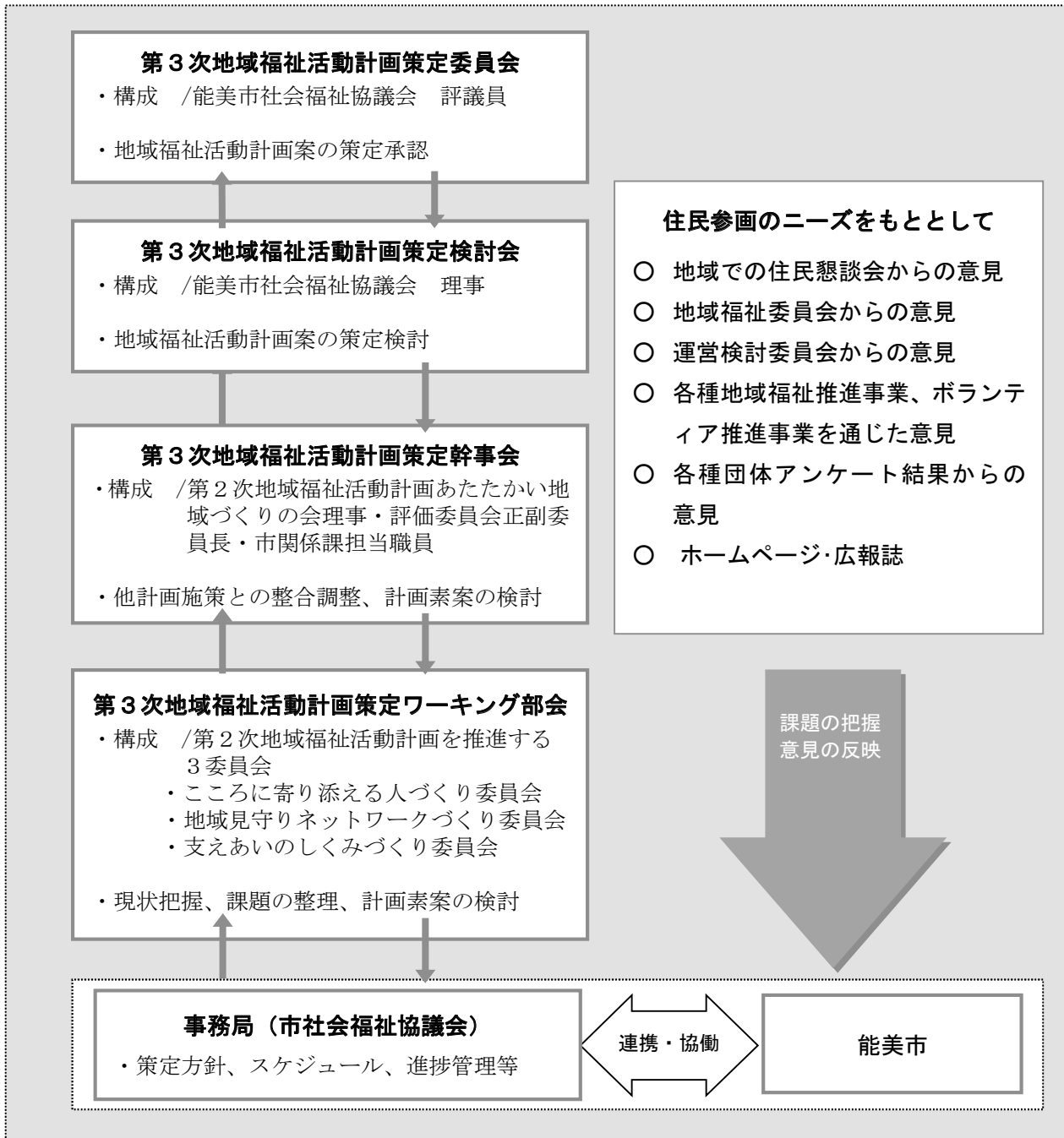


※ 全国的に有名な富山県富山市「このゆびと一まれ」のように赤ちゃんからお年よりまで、障害があってもなくても一緒に過ごす活動(本当の意味でのノーマライゼーション)もあり、全国へと広まりつつあります。能美市でもみんなの居場所として広がるとよいと考えます。

第 2 章

第 3 次能美市地域福祉活動計画 策定の体制と経過

■ 第 3 次能美市地域福祉活動計画の策定体制 ■



第 2 次計画（平成 25～29 年度）のまとめ作業を経て、第 3 次計画を策定するという関連性があるため、第 2 次計画における 3 委員会委員が、3 次計画の策定ワーキング作業を担う。

（能美市地域福祉活動計画策定委員会の設置要綱は資料集に掲載）



第3次計画策定までの経過

月 日	会議内容	月 日	会議内容
平成 29 年 6 月 6 日	◇第2次計画 平成 29 年度委員会委員委嘱状交付式及び第1回委員会 ・今年度の委員会体制決定、スケジュール(案)確認	11 月	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として
6 月 13 日	◎社会福祉協議会 理事会・評議員会 ・経過説明、第3次計画策定スケジュール(案)の確認と承認	12 月	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として
6 月 22 日	◇第2次計画 平成 29 年度第1回あたたかい地域づくりの会と第1回評価委員会 ・第2次計画の委員会別成果と課題及び第3次へつなぐことを9月下旬までにまとめる ◆第3次計画 第1回策定幹事会 ・スケジュールの確認 ・計画概要や基本データの検討など	12 月 7 日	◇第2次計画 平成 29 年度第3回あたたかい地域づくりの会 ・第2次計画まとめ報告の機会の内容検討 ◆第3次計画 第3回策定幹事会 ・第3次計画素案検討
7 月 8 月	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として ・現状把握として、各町地域福祉委員会やいきいきサロン及び社会福祉協議会各種事業や研修、さらに関係団体の役員会や連絡会において、アンケート調査を実施し、市民意見を聴収	12 月 12 日	◆第3次計画 第1回策定検討会 ・第3次計画素案検討
9 月	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として	平成 30 1 月 2 月 2 月 15 日	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として ◇第2次計画 平成 29 年度第4回あたたかい地域づくりの会 第2回評価委員会 ◆第3次計画 第4回策定幹事会 ・第3次計画素案検討
9 月 14 日	◎社会福祉協議会 理事会 ・経過説明、第3次計画策定体制(案)の確認	2 月 22 日	◆第3次計画 第2回策定検討会、第1回策定委員会 ・第3次計画素案検討
9 月 21 日	◎社会福祉協議会 評議員会 ・経過説明、第3次計画策定体制(案)の承認	3 月	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として
10 月	◇第2次計画を推進する3委員会開催 ◆第3次計画の策定ワーキング部会として	3 月 15 日	◇第2次計画 平成 29 年度第3回評価委員会 ◆第3次計画 第5回策定幹事会 ・第3次計画素案検討
10 月 5 日	◇第2次計画 平成 29 年度第2回あたたかい地域づくりの会 ・第2次計画の委員会別成果と課題及び第3次へつなぐことをまとめ、報告した ◆第3次計画 第2回策定幹事会 ・第2次計画の課題を確認。計画策定体制確認 現状把握のアンケート中間報告	3 月 27 日	◆第3次計画 第3回策定検討会、第2回策定委員会 ・第3次計画策定

事務局のワーキング作業は毎月1～3回開催しました。

第 3 章

私たちが取り組む能美市地域福祉活動計画

◆ 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

住み慣れた地域で、私らしくいきいきと、互いに信頼関係を高めながら暮らせるように、私たち自らが主体となって、地域のあたたかいつながりを深め、暮らしの中の様々な問題の解決に向けて、互いに支え合うことのできるまちづくりを目指します。

住民参画型 こころ豊かな信頼社会の創造

(2) 基本目標

基本理念を受け、目標として掲げます。

助けたり、助けられたり、私らしくいきいきと 幸せ感を持って暮らせる地域づくり

この基本目標を達成するため、住民の多くの意見をもとに、能美市地域福祉活動計画を組み立てています。

(3) 方 針

目標に向けて実現する方針として、住民参画を基本とし、自助互助の活動の活発化をめざすことを、大きく2つに分けて示します。

- ・ 自助互助による、共生のための意識づくり
- ・ 自助互助による、見守り助け合いのしくみづくり

◆ 住民参画ですすめる計画推進体制

地域福祉をすすめるために住民参画の組織をもって協議します。

【第1次計画】

- ・ 地域福祉人づくり委員会
 - ・ 地域福祉ネットワークづくり委員会
 - ・ 地域福祉支えあいのしくみづくり委員会
 - ・ 私たちのボランティアセンターづくり委員会
- ◆ 「アクションプラン推進協議会」（上記4委員会の進捗管理）



アクションプランは、第1次計画において、地域福祉向上に向けて取り組んだ「目指す項目」のことです。

積み上げ、つないで

【第2次計画】

- ・ こころに寄り添える人づくり委員会
 - ・ 地域見守りネットワークづくり委員
 - ・ 支えあいのしくみづくり委員会
- ◆ 「あたたかい地域づくりの会」（上記3つの委員会の連携）

積み上げ、つないで

3委員会から2委員会へ

第2次計画の上記3委員会ごとに第3次計画につなぐ課題を挙げたところ、少なからぬ重複が見られ、整理した結果、2委員会による体制で、より効率よく統一感を持ち進めることとなりました。

【第3次計画】

- ・ こころに寄り添い合う人づくり委員会
 - ・ 見守り・助け合い推進委員会
- ◆ 「こころ豊かな地域づくりの会」（上記2つの委員会の連携と、5年後に向けての協議）



- ※ 2つの委員会には、住民・地域の諸団体・事業者・市・市社会福祉協議会がそれぞれの立場で参画し、役割を果たしながら連携協力し、それぞれの力を発揮します。
- ※ 2つの委員会は、協議する組織です。それぞれの部会＜既存組織や市の関連会議＞を持ち、情報を交換し、地域での取り組みが進むよう働きかけます。
- ※ 2つの委員会は、市地域福祉計画(市関連計画)や市社会福祉協議会の事業と連携します。

◆ 2つの委員会が連携し、5年間をかけて、住民1人1人の存在が認められる居場所づくりからの信頼社会構築に向けて、住民が取り組むべきことを議論する組織として「こころ豊かな地域づくりの会」を設置します。

第2次計画でめざしたことの成果と課題から、第3次計画につなぐことのまとめ

委員会	第2次計画でめざすこと	3次計画につなぐこと	なにをする(地域・市民が)	
このころに寄り添える人づくり委員会	◆地域のだれもが心豊かに暮らせることをすすめるために、地域におけるふれあい行事を通して、気づきを促し、「人のところに寄り添える人」を増やすことをめざす。	理解の啓発 ①数値的には見えづらいが、障がいにに対する理解や気づきを促していくために小地域単位で啓発活動した。このことは理解者の裾野を広げる機会となるため継続が必要。 ②当事者(家族)に寄り添うには普段からの関わりが重要であることから、地域において、ふれあい事業などに誰もが対応できるように、それぞれの障がいの特性や困り事に合わせた環境整備や地域づくりが必要。(合理的配慮)	障害に対する理解を深める小地域単位の啓発活動を継続して進める。	1
			障害特性や困りごとの対応について話し合える場をつくる。	1
	◆障害別の特性を理解し、関わり方を学ぶための講座を開催するなど、学びの機会を増やす。	学び ①一人でも多くの方に、障がいの理解を深めてもらうためには、障がい者に携わっている方に限らず、様々な世代が関わる事ができる学習や、話し合いの機会をさらに拡充する。 ②実際に行動する力を育むためには、小さいころからの共生についての体験の機会が必要である。 ③市教育委員会や生涯学習課との連携を進める。 ④地域と障がい者施設が連携し、誰もがふれあえる機会が増えるようにする。	多様な世代が関わる学びや話し合いの機会を拡充する。	1・2
			幼少期からの共生理解につながる体験の機会を拡充する。	1
			教育関係者と連携し共生理解につながる取り組みを拡充する。	1
地域見守りネットワークづくり委員会	◆当事者や家族の思いを聴く・活かすことを大切にしていこうことをめざす。	相互の理解 ①当事者や家族が、地域住民に向けて話をすることは、相互理解に繋がり、寄り添う気持ちの向上になるため、話ができる環境づくりを進めていく。 ②当事者や家族の思いを、地域全体で受け入れる体制づくりを進めていく。	当事者(家族)が地域住民に向けて思いを発信できる環境づくりを進める。	1
			当事者(家族)の思いを地域全体で受け入れる体制づくりを進める。	1
			地域福祉委員会と自主防災組織とが連携する。	2
			見守り、助け合い活動の実践を進める。	2
			地域福祉委員会における取り組み課題や進捗状況を可視化し、活性化する。	2
支援あいのしくみづくり委員会	◆地域のだれもが安心・安全に暮らせるよう、見守りネットワーク体制の推進と充実をめざす。 *地域福祉委員会の設置と活動の充実 *日常生活支援等の取り組みの充実 *要介護者支援体制の充実 *自主防災組織との連携 *いきいきサロン活動の充実 *医療・介護・福祉の連携 *企業・商店等も含めた地域ぐるみの連携	①地域福祉委員会と自主防災組織との連携。(自然災害時や高齢者徘徊時の見守り体制や声掛け、助け合い等の充実) ②見守り、助け合い活動の実践と支援 ③各地域福祉委員会における取り組み課題や進捗状況の可視化を進めて活性化を図る。 ④通いの場の充実 ⑤引き続き、企業・商店等も含めた地域ぐるみの連携を図る。	通いの場を拡充する。	1・2
	◆共助・互助の理解をすすめる講座を実施し、市民の意識啓発をめざす。	①継続して研修や交流会を開催していく。 ②地域で活躍する活動推進員を増やすためにも、声掛け、周知の働きかけが重要である。 ③自分達の問題だという意識を持つ啓発を進める。	企業・商店等も含む地域ぐるみの見守り助け合い連携を進める。	2
	◆地域における権利擁護や虐待、貧困、社会的孤立、住宅、就労等の課題に対する相談・支援体制の充実をめざす。	①地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場が必要であり、地域福祉委員会でのニーズ把握がさらに出来るよう進める。 ②我が事丸ごとの地域づくり推進事業を含め一体的に取り組む必要がある。	支援あいの地域づくりの研修や交流会により活動を進める。	2
	◆高齢者・障がいのある人等のサービス提供事業所が、地域の見守り・支援あいの輪の中に入るために、情報交換や研修の機会の充実をめざす。	①継続して福祉施設職員に対する研修を行い、さらに福祉施設職員と住民と一緒に参加し話し合える研修、情報交換会を開催していく。 ②地域と事業所との具体的な連携についての実践、取り組みを報告し合う機会が必要。	地域で活躍する活動推進員を増やす。	2
			個人の問題を自分達の問題と捉えられるよう意識啓発を進める。	共通理念
支援あいのしくみづくり委員会	◆子育て支援体制の充実のために、常設の親子サロンの設置を含め、市・市社会福祉協議会・市民が連携し、ファミリー・サポート・センター・親子サロン・子育て支援センターの有機的活用をめざす。	①地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場を作る。	我が事・丸ごとで考えられるよう意識啓発を進める。	2
	◆心豊かに暮らせるよう、市民が集い易く、気軽に情報の収集・発信ができるボランティア・コミュニティ活動支援センターの充実をめざす。	①継続して福祉施設職員に対する研修を行い、さらに福祉施設職員と住民と一緒に参加し話し合える研修、情報交換会を開催していく。 ②地域と事業所との具体的な連携についての実践、取り組みを報告し合う機会が必要。	福祉施設職員と住民が参加し、話し合う研修や情報交換会を開催する。	1・2
	◆地域における「支援あい・たすけあい」意識が広まるよう、市民向けに子育てサポーター養成講座やボランティアコーディネーター養成講座を実施し、地域におけるそれぞれの活動者の核となる人材を育成し、子育て応援やボランティア活動の更なる充実をめざす。	①継続して福祉施設職員に対する研修を行い、さらに福祉施設職員と住民と一緒に参加し話し合える研修、情報交換会を開催していく。 ②地域と事業所との具体的な連携についての実践、取り組みを報告し合う機会が必要。	地域と事業所との具体的な連携を学び、取り組みを進める。	1・2
			市・社協・市民連携による子育て支援活動(相互周知やファミサポ会員等の意識向上研修を継続する。	1・2
			親子サロンの地域展開を進める。その為に子育てサポーター(リーダー的な者)の派遣のしくみをつくる。	1・2
支援あいのしくみづくり委員会	◆地域における「支援あい・たすけあい」意識が広まるよう、市民向けに子育てサポーター養成講座やボランティアコーディネーター養成講座を実施し、地域におけるそれぞれの活動者の核となる人材を育成し、子育て応援やボランティア活動の更なる充実をめざす。	①市・社協・市民連携による子育て支援活動(相互周知やファミサポ会員等支援者の意識向上研修)は継続。 ②親子サロンの地域展開(歩いて行けるところでの世代間交流サロン)を進める。その為に子育てサポーター(リーダー的な者)の派遣等のしくみをつくる。 ③男性や企業等が子育て支援を考えるための工夫や啓発を考える。 ④地域ぐるみで子育てを考えるための工夫や啓発を考える。 ⑤地域の中の困窮世帯や孤立ぎみな子育てに悩む家庭に対して様々な集いや相談の機会へ参加できるように丁寧な呼びかけを進める。 ⑥幼児から大人になるまでの過程において、地域ぐるみで関わる意識を広める。 ⑦共働き世帯の支援として日曜の親子サロンの設置を進める。 ⑧障がい児(家族)への理解を深める研修を進め、皆が共に集える場づくりや、益々の支援体制を整える。	男性や企業等が子育て支援に参加する工夫や啓発を考える。	1・2
			地域ぐるみで子育てを考える工夫や啓発を進める。	1・2
			困窮世帯や孤立ぎみな子育てに悩む家庭に、集いや相談の機会へ参加できるよう丁寧な呼びかけを進める。	1
			幼児から大人になるまで、地域ぐるみで関わる意識を広める。	1
			日曜の親子サロンの設置を進める。	1
支援あいのしくみづくり委員会	◆心豊かに暮らせるよう、市民が集い易く、気軽に情報の収集・発信ができるボランティア・コミュニティ活動支援センターの充実をめざす。	①ボランティアの充実やボランティアからのメール配信等、若い世代を巻き込む積極的な情報発信を進める。 ②多様なボランティアや助け合い活動の相談窓口として多くの情報や人材が集まる拠点となるようにめざす。 ③幼少期や学校教育期、成人しての地域や企業・団体等でのボランティアや福祉体験は、地域福祉の視点を養うために重要であることから、多くの機会に多様な体験ができるよう働きかけを進める。	障がい児(家族)への理解を深め、集いの場づくり等の支援を進める。	1
	◆地域における「支援あい・たすけあい」意識が広まるよう、市民向けに子育てサポーター養成講座やボランティアコーディネーター養成講座を実施し、地域におけるそれぞれの活動者の核となる人材を育成し、子育て応援やボランティア活動の更なる充実をめざす。	①ボランティアの充実やボランティアからのメール配信等、若い世代を巻き込む積極的な情報発信を進める。 ②多様なボランティアや助け合い活動の相談窓口として多くの情報や人材が集まる拠点となるようにめざす。 ③幼少期や学校教育期、成人しての地域や企業・団体等でのボランティアや福祉体験は、地域福祉の視点を養うために重要であることから、多くの機会に多様な体験ができるよう働きかけを進める。	ボランティアに若い世代を巻き込む積極的な情報発信を進める。	2
			多様なボランティアや助け合い活動の相談窓口として多くの情報や人材が集まる拠点となるようにめざす。	2
			多くの機会に多様な福祉体験ができるよう働きかけを進める。	1
			助け合いの担い手を増やし、活動が進むよう支援する。	共通理念
支援あいのしくみづくり委員会	◆地域における「支援あい・たすけあい」意識が広まるよう、市民向けに子育てサポーター養成講座やボランティアコーディネーター養成講座を実施し、地域におけるそれぞれの活動者の核となる人材を育成し、子育て応援やボランティア活動の更なる充実をめざす。	①助け合いの担い手であるライフサポーターの個別支援活動や地域での活動が更に進むよう継続支援を行う。 ②ボランティアを敷居が高いと感じる方も多いことから「助け合い活動」と表し、男性や多様な分野の幅広い人々が関われるような工夫をする。 ③個人の基本的な関心事は第一に「健康寿命」。しかしその次に地域での助け合い活動に目が向くように老人会や団塊世代の意識を高める工夫をする。 ④ボランティアや助け合い活動のモチベーションは「楽しい」「誰かの為になるなら頑張る」「お互い様」。この人とのつながりと「助け合いがある能美市に居てよかった」と感じる「地域愛」の気持ちの部分を前面に押し出し、意識を高める。 ⑤市民をやる気にさせるには「誰かが困っていたら声を掛け、寄り添える能美市にしよう」との市発信が必要。【提言】	男性や多様な分野の幅広い人々が助け合い活動に関われるようにする。	2
			老人会や団塊世代に対して、助け合い活動への意識を高める工夫を進める。	2
			「地域愛」の気持ちの部分を前面に押し出し、助け合いのできる地域を大切に思えるように意識を高める。	2
			「誰かが困っていたら声を掛け、寄り添える能美市にしよう」発信	共通理念
			住民すべてが地域の助け合い活動に関われるような意識啓発を進め、話し合うことを進める。	2
支援あいのしくみづくり委員会	◆高齢者や障がいのある人等、地域に暮らす人々を対象とした支援あいのしくみづくりを推進する。	(1)住民すべてが地域の助け合い活動に関われるような意識啓発を進め、環境を整える。そのために住民全体で考える・話し合うことを進める。 ①移送は市の動向を注視しながらも、今ある住民の助け合い活動を掘り起し、見つけ出し、明らかにしていく。 ②支援合い・助け合いのできる地域づくりとして、助け合い活動の先駆的な成功事例を紹介し、活動団体相互の協力やネットワークづくり等を進める。 ③子どもが大人になるまでずっと継続して見守り、支援する体制の整備が必要【提言】 ④障がいがある人の得意分野や能力を活かせる就労支援の取り組みを企業や商工会に対して進め、共生社会のあり方を考える。【提言】	移送に関する今ある住民の助け合い活動を掘り起し、見つけ出し、明らかにしていく。	2
			助け合い活動の先駆的な成功事例を学び、活動団体相互のネットワークづくりを進める。	2
			地域の中で子どもが大人になるまでずっと継続して見守り、支援する意識を作っていく。	1
			障がいがある人の得意分野や能力を活かせる就労支援の取り組みを企業や商工会に対して進め、共生社会のあり方考える。	1

委員会の協議内容

※市のしくみ(委託事業)(ファミサポや生活支援サービス推進協議体)は表示していません。

委員会	3次計画で目指すこと(2次課題+今後必要なこと)	関連する委員会や部会
1 共生理解を進める委員会[名称未定] …デリケートな部分で、本人や家族の気持ちを中心に、地域の理解者を増やし、環境を整える。本人(家族)・地域・関係機関や専門職・企業・市・社協等連携 「意識づくり」	①障害に対する理解を深める場・機会をつくる。 ・地域を基盤にした小単位の啓発活動を進める。 ・障害特性や困りごとの対応について話し合える場をつくる。 ・当事者(家族)が思いを発信できる環境づくりを進める。	障害理解を進める委員会や部会
	②福祉施設職員と住民が話し合う研修や連携の情報交換会をつくる。 ・障がいがある人の得意分野や能力を活かす就労支援を推進する。	
	③福祉教育の充実の場・機会をつくる。 ・多様な世代が関わる学びや話し合いの機会を拡充する。 ・教育関係者と連携し共生理解につながる幼少期からの体験の機会を拡充する。	福祉教育を推進する委員会や部会
	④地域ぐるみで子育てを考える場・機会をつくる。 ・親子サロンの地域展開を進める。いつでも集える居場所サロンも考える。 ・子育てサポーター(リーダー的な者)の派遣のしくみをつくる。 ・市・社協・市民連携による子育て支援活動や研修を継続実施する。 ・男性や企業等が子育て支援に参加する工夫や啓発を考える。 ・困窮世帯や孤立ぎみな子育てに悩む家庭に寄り添い支援する。 ・地域の中で子どもが大人になるまで継続して見守り支援する意識をつくる。	子育て支援の理解を進める委員会や部会
	⑤「誰かが困っていたら声を掛け、寄り添える能美市にしよう」「地域愛」の気持ちの部分で啓発する場・機会をつくる。	
2 地域における見守り・助け合い活動を進める委員会[名称は未定] …地域ぐるみで地域課題を解決につなげるしくみをつくる。地域・関係団体・専門職・企業・市・社協等連携 [しくみづくり]	共通理念・我が事・丸ごとの啓発…個人の問題を自分達の問題と捉えられるよう共生理解の体験の拡充。地域ぐるみで人・市民を育てる意識を持つ。 地域ぐるみで人を育てる意識を持つ。	共通理念…個人の問題を自分達の問題と捉えられるよう共生理解の体験の拡充。地域ぐるみで人・市民を育てる意識を持つことが必要。 ◆地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場・集いの場をつくる。
	①地域福祉委員会における見守り・助け合い活動を活性化する。(進捗状況の可視化や自主防災組織との連携)	地域福祉委員会活動拡充を進める委員会や部会
	②助け合いの担い手や理解者を増やす。研修、交流会、活動推進員育成が必要。	
	③福祉施設や企業・商店等も含む地域ぐるみの見守り助け合い連携を進める。	
2 地域における見守り・助け合い活動を進める委員会[名称は未定] …地域ぐるみで地域課題を解決につなげるしくみをつくる。地域・関係団体・専門職・企業・市・社協等連携 [しくみづくり]	④地域ぐるみでの助け合いを考える場・機会を持つ。認知症理解、権利擁護や虐待・生活困窮・社会的孤立・住宅・就労問題など多様な課題やその対応を学ぶ場・機会を持つ。	地域における高齢者支援や認知症理解、権利擁護や虐待・生活困窮・社会的孤立・住宅・就労問題などを考える委員会や部会
	◆移送に関する今ある住民の助け合い活動を掘り起し、拡充を図る。	
	◆多様なボランティアや助け合い活動の相談窓口 to 多くの情報や人材が集まるような機能について考える。	人材育成・啓発・相談・斡旋の拡充を進める委員会や部会

市民・地域福祉委員会の声から
・地域交流により住民同士の顔が見え、子どもから高齢者、若者も混ざりあい、笑顔であいさつや声掛けができ、安心安全に、だれもが生き生きと健康に暮らせる町、思いやりの心を持って地域ぐるみでの見守り・助け合いボランティア活動ができる町を望んでいる。絆づくりとして公民館を活用しふれあい活動を盛んにしたい思いがある。
・高齢者、児童、障がい者等に寄り添い、状況に応じた適切なサービスにつなげる。専門職との地域連携を進める。
・「孤立死を絶対に出さない」を合言葉に、挨拶や声掛け、交流を進めることで隣近所の安否確認や見守りのコミュニケーションづくりを目指す。
・自分のことだけではなく、誰かの役に立つことは喜びやいきがいとなる。（人は誰かの役に立つ存在になりたいもの）小さなことでも人の役に立つ環境づくり・思いやりの気持ちを持ち、人としての尊厳を大切に助け合えるようにしたい。
・地域福祉の中核である民生委員児童委員は、地域の高齢化や認知症の対応、また日常生活の見守りやその介入について悩んでいる。福祉推進員との連携や地域福祉委員会の役割確認が必要
・安全・安心な町、防災や防犯活動も進めることが大切。
・地域福祉委員会の課題は町民の理解を如何に広めるかということ。協力者や若者参加が少なく、リーダーや委員の養成が難しい。今後の活動の継続には相談支援体制を社協・行政の責任として整えることを望む。
・情報共有の場である地域福祉委員会活動の役割の理解を深め、困っている人の課題に対して、皆で我が事として話し合い、解決に向けて自分達の出来ることや専門につなぐこと等を実行する。また、気軽に助け合え、善意がさりげなく行き交う町が理想（過剰な組織化、システム化はコミュニティになじまない場合もある）
・町会の絆づくりとして、町内皆が参加できるよう情報発信し、魅力あるイベント企画や交流・親睦行事を進める。
・住み慣れた地域の居場所づくり(いきいきサロン、地域カフェ、公民館開放、認知症カフェ等の拡充)。のみ活連携等の介護予防等、高齢者が通える場、話しや相談できる場が必要。世代間交流や絆づくりとして公民館を活用しふれあい活動を盛んにしたいため、公民館施設の充実(トイレのバリアフリー化、玄関スロープ設置等)も必要。防災訓練等との連携も進んでいる。
・日常生活の困りごと　買い物、除雪、ゴミ出し等、町ぐるみで協力し継続できる助け合いを行う。ポイント制も含め成功例を参考に助け合いの担い手の発掘と男性高齢者も参加する体制を考える。
・「健康寿命を延ばす」は個人の大願。健康増進し、十人十色その人らしく素敵なところを活かす。近隣の付き合いを大切に地域活動に参加し、自分に出来ることに協力する意識を持つ。

第 4 章

推進する取り組みについて

◆ こころに寄り添い合う人づくり委員会

個人の問題を地域の問題と捉えられるよう共生理解の拡充と、
地域ぐるみで人を育てる意識づくりを進めることを協議します。

◆地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場・集いの場づくりを進めます。

- ①障害に対する理解を深める場・機会づくりを進めます。
- ・地域を基盤にした小単位の啓発活動を進めます。
 - ・障害特性や困りごとの対応について話し合える場づくりを進めます。
 - ・当事者(家族)が思いを発信できる環境づくりを進めます。
- ②福祉施設と住民が話し合う研修や連携の情報交換の場づくりを進めます。
- ・障がいがある人の社会参加や、得意分野や能力を活かせる就労の理解促進を進めます。
- ③地域ぐるみで子育てを考える場・機会づくりを進めます。
- ・地域で、いつでも集える親子の居場所づくりを進めます。
 - ・市・社協・住民連携による子育て支援活動や研修の機会づくりを進めます。
 - ・地域の中で子どもが大人になるまで継続して見守り支援する意識づくりを進めます。

◆福祉教育の充実に向けての機会づくりを進めます。

- ④多様な世代が関わる学びや話し合いの機会づくりを進めます。
- ・教育関係者と連携し共生理解につながる幼少期からの体験の機会づくりを進めます。
- ⑤男性が子育てや共生社会に対して理解を深める機会づくりを進めます。
- ⑥企業・事業所等が子育てや共生社会に対して理解を深める機会づくりを進めます。
- ⑦困窮世帯や孤立世帯への見守りや寄り添いなどの理解を深める機会づくりを進めます。

第3次計画
で
めざすこと

第3次計画
の
指 標

- ・地域における「ふれあい行事」の開催数(単年度数)
(H29実績 251回 を 300回に)
- ・障がいのある方(その親等)の仲間作りと社会参加を目的とする交流の機会の開催数(単年度数)
(H29実績 27回 を 30回に)
- ・子育て支援に関する集いの場の実施回数(単年度数)
(H29実績 131回を 140回に)
- ・地域における福祉体験・共生理解の体験者の延べ人数(単年度数)
(H29実績 5,114人 を 5,500人に)

※ 指標については、地域福祉の推進や福祉意識の高まりを数値化することが難しいため、「どのように考えるか」
見方の目安・参考数値として捉えます。

関連部会 ・障害理解を進める委員会や部会、福祉教育を推進する委員会や部会、子育て支援の理解を進める委員会や部会

委員構成 (町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、婦人団体協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、母子寡婦福祉連合会、手をつなぐ育成会、ボランティア連絡協議会、学校教育関係、高齢・障がい福祉施設、商工会、市関係課等)

◆ 見守り・助け合い推進委員会

個人の問題を地域の問題と捉えられるよう共生理解の拡充と、
地域ぐるみで人を育てるしくみづくりを進めることを協議します。

◆地域の中で気軽に悩みを相談したり、話し合える場・集いの場づくりを進めます。

①地域福祉委員会における地域ぐるみの見守り・助け合い活動の活性化を進めます。

・認知症・権利擁護・虐待・生活困窮・社会的孤立・住宅問題・就労問題等多様な問題やその対応を学び、解決に向けて取り組むことを進めます。また、自主防災組織との連携などを進めます。

②福祉施設・企業・商店等も含む地域ぐるみの見守り・助け合いの連携を進めます。

③地域住民ができる生活支援に関する助け合い活動の拡充を進めます。

◆多様な人材がボランティアや助け合い活動に関わることを進めます。

④地域における助け合いの担い手や理解者の拡充を進めます。

第3次計画
で
めざすこと

第3次計画
の
指標

- ・各町地域福祉委員会の実施回数（単年度数）
(H29実績 7186回 を 950回に)
- ・地域のいきいきサロン・地域カフェ・公民館開放等の実施回数（単年度数）
(H29実績 1,215回 を 1,580回に)
- ・地域福祉委員会ヒント探し講座【入門編】修了者数(活動推進員登録者数)(累計数)
(H29実績 271人 を 400人に)
- ・地域福祉委員会と連携をとる地域内の「生活支援の助け合いグループ」把握団体数
(累計数) (H29実績 7団体 を 12団体に)
- ・ボランティア登録人数（単年度数）
(H29実績 3,925人 を 5,000人に)
- ・ボランティア登録団体数(単年度数)
(H29実績 94団体 を 100団体に)

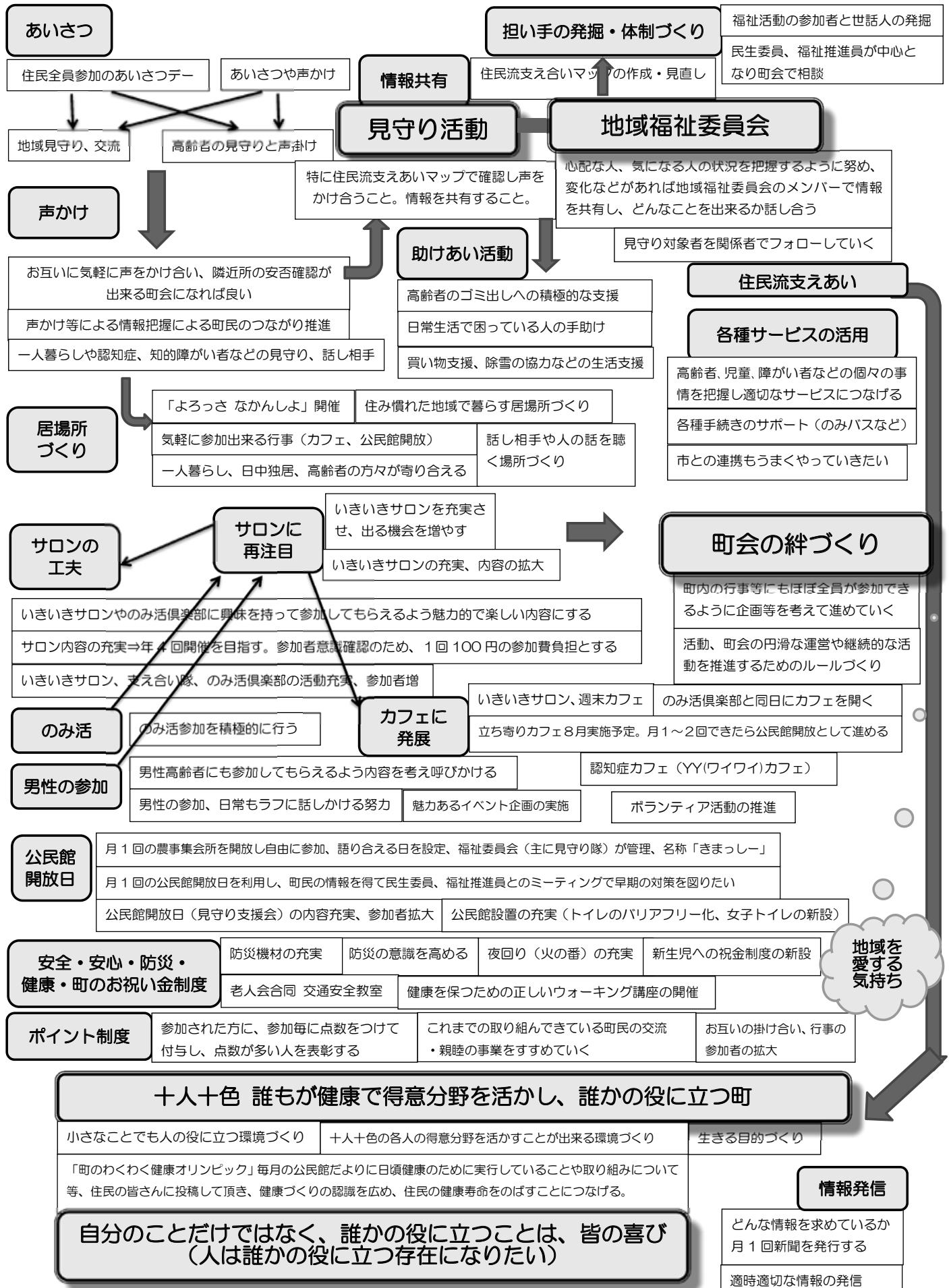
※ 指標については、地域福祉の推進や福祉意識の高まりを数値化することが難しいため、「どのように考えるか」見方の目安・参考数値として捉えます。

関連部会 ・地域福祉委員会活動の拡充を進める委員会や部会、地域における高齢者支援や認知症理解、権利擁護や虐待・生活困窮などを考える委員会や部会、人材育成・啓発・相談・斡旋の拡充を進める委員会や部会

委員構成 (町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、婦人団体協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、母子寡婦福祉連合会、手をつなぐ育成会、ボランティア連絡協議会、学校教育関係、高齢者福祉施設、商工会、市関係課等)

地域福祉委員会活動がめざすことについての整理

＜各地域福祉委員会から提出された平成 29 年度の活動計画年間目標とテーマを分類整理し関連性を表しました。＞

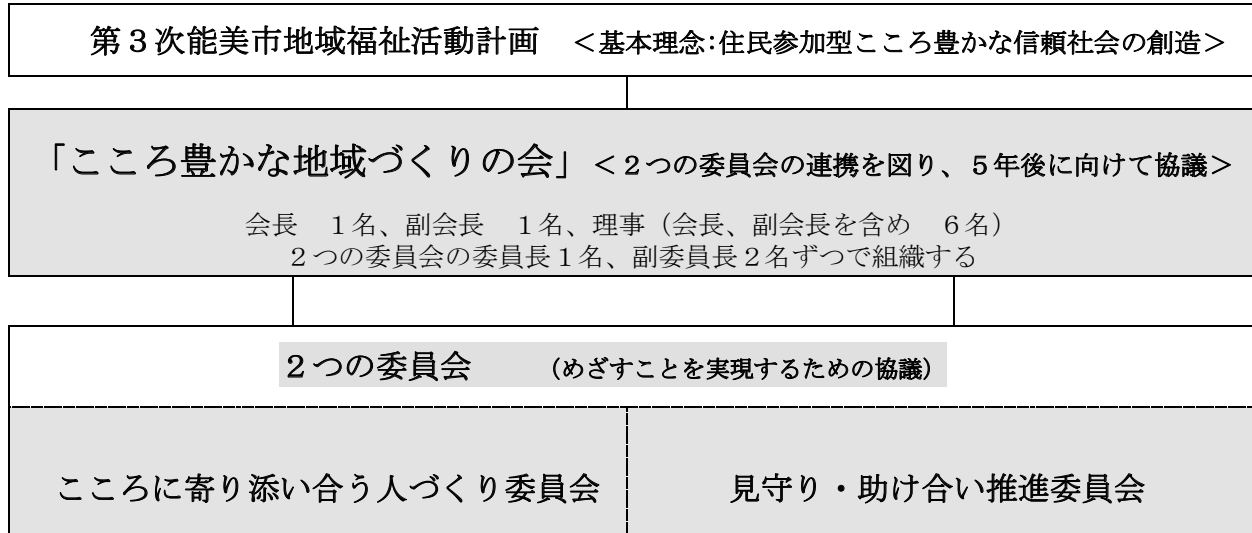


第 5 章

住民意識と活動の質を高めるために

◆ 第3次能美市地域福祉活動計画を推進する体制

下記の体制において本計画を推進していきます。



2つの委員会、及びこころ豊かな地域づくりの会の事務局は能美市社会福祉協議会が担当します。

- ・2つの委員会は、取り組みの活動内容や連携に関する課題などを、「こころ豊かな地域づくりの会」に報告します。
- ・「こころ豊かな地域づくりの会」の役割は、共通の課題や、新たな課題の解決に対応する推進体制を整理し、5年間をかけて信頼社会の構築に向けて協議を重ねると同時に、計画全体の進捗状況や協議内容を確認し、住民への報告に努めます。

◆ 第3次能美市地域福祉活動計画を評価する体制

本計画の進捗状況等を評価する組織として能美市地域福祉活動計画評価委員会を設置し、進捗状況や協議内容等を毎年度評価します。

また、評価の住民向け報告は3年目と5年目に行い、市社会福祉協議会ホームページにおいて、広く情報公開していきます。

＊ 地域福祉をすすめる住民の意識の向上と活動の継続には、評価することが必要です。住民自らが見直し、点検し、改善することで、主体性の意識や活動の質もより高まります。そして、評価内容と改善案を公表することで、情報の共有化を図り、地域全体での地域福祉の理解を広めていくことにつなげます。

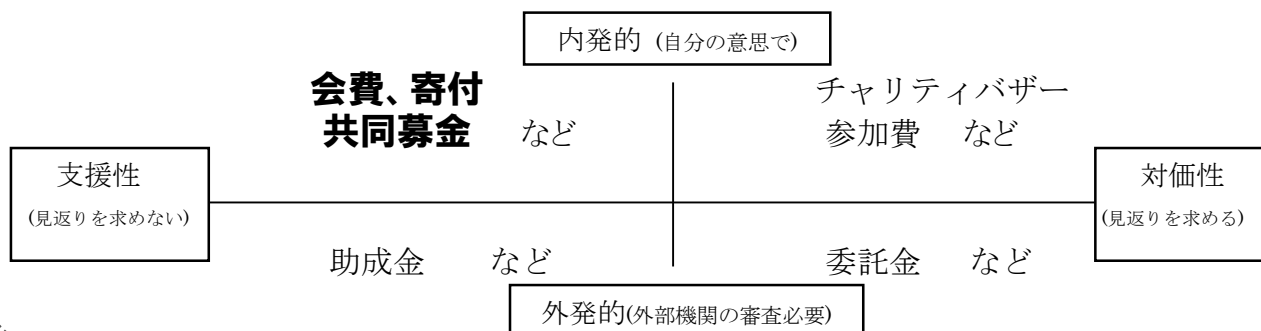
（第3次能美市地域福祉活動計画[こころ豊かな地域づくりの会]、[評価委員会]の各設置要綱は資料集に掲載）

◆ 地域福祉推進の資金・財源について

今後は、より多くの住民や多様な団体が、地域福祉活動に参加し易い環境を整備するために下記の[資金・財源]支援組織内における改善強化に取り組めます。

- * 市民を対象とした会員会費制度を以って、地域福祉活動を進めている能美市社会福祉協議会 (P.20 に掲載)
- * 石川県共同募金会能美市共同募金委員会

〈参考〉 地域福祉活動を支える [資金・財源] についての整理



地域福祉活動を支える [資金・財源] は、上記のように整理できますが、特に内発的な意志に基づく、対価(見返り)を求めない支援性の高い [資金・財源] として、**会費、寄付、共同募金**があります。**会費、寄付、共同募金**などとして使途に共感し資金を出すということは、地域福祉の活動に参加していることとなり、「助けたり、助けられたりの地域づくり」を目指すなかで、住民ができる重要な支援活動と考えられ、**寄付文化**としての認識を広めることが重要となります。日本における**寄付文化**を定着させることを目的に、平成27年度から毎年12月を「寄付月間」とする取り組みも始まり、「欲しい未来に、寄付を贈ろう」を合言葉に全国規模での啓発キャンペーンが行われています。

また、社会福祉法人改革が進められる中で、地域課題の解決に向けての地域貢献活動の1つとして、全国では法人間の連携を図り、地域課題の解決の活動に自ら拠出金を出す動きなども始まっています。

※ 地域福祉の活動に使われている共同募金



共同募金は、社会福祉法第112条に規定され、厚生労働大臣の告示により、全国一斉に行なわれる「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」などのことを指します。その運動の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会で、市区町村に共同募金委員会・支会分会が設置されています。

「共同募金」は災害時には被災者を支援するための活動資金として使われますが、それ以外の集まった募金は、その地域内で使い道が決められ、募金をした方々の地域で生きる循環型の募金です。能美市では、これまで町(内)会等地縁組織の協力による個別募金を中心とした運動を展開してきました。こうした従来の運動方法に加えて、今後は地域の課題解決に取り組む団体が参加し、個人や企業に対して地域の課題を伝え、直接的に寄付を訴えかける、「当事者性」を持ったテーマ型の募金運動を共同募金の仕組みの中に取り込んでいく事が全国的に求められています。

※ 地域福祉の活動を推進する社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定されている、地域福祉を推進することを目的とする民間団体です。全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されており、その地区内の社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動を行う者が参加して、公正中立な立場から地域福祉をすすめる事業を行なっています。

能美市社会福祉協議会は、下記の基本方針のもと地域福祉の充実と推進を図っています。

【基本方針1】 住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

町(内)会、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域福祉委員会活動推進員、ボランティア、福祉施設、NPO、企業、行政等と協働し、福祉意識の醸成や見守り、支え合いのネットワークの形成及び地域における生活支援サービスのしくみづくりなどに取り組み、地域福祉活動、ボランティア活動等を通じた住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

【基本方針2】 住民一人ひとりの普段の生活の安心・安全を支援します。

高齢・障がい・子育ての分野にかかわらず、住民一人ひとりの普段の生活の中で、希望を持ってその人らしい生き方や生活ができるよう、各種の相談支援事業、生活支援のためのサービス及び介護保険等のサービスを提供します。また、既存の制度では、対応しきれない福祉課題については、住民による地域福祉活動、ボランティア活動等と連携するなどし、制度、サービスの提供に加え、地域ぐるみで厚みのある支援をおこないます、

★能美市社会福祉協議会が取り組む我が事・丸ごとの体制について

地域共生社会の実現に向けて能美市から委託を受け、平成29年8月より地域力の強化の推進と、総合的な相談支援体制の構築を進めています。

① 地域力の強化の推進については、市内全町(内)会で設置されている地域福祉委員会の主体的な活動の活性化と、地域課題の把握及び、その課題解決に向けての検討や助け合いの実践活動を進めることを目的とします。そのために職員(CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー))を配置し、アウトリーチによる支援の体制をとります。地域課題の顕在化と問題の早期発見から支援活動へとつなげるしくみを確立していきます。

② 総合的な相談支援体制としては、平成29年10月に設置した「寺井あんしん相談センター」、平成30年4月に設置した生活困窮者の自立相談支援や、福祉サービス利用の援助等を行う「くらしサポートセンターのみ」により、高齢者・障がいを持つ方・生活困窮等、多様な問題を抱える方々の相談窓口体制の充実を図ります。

③ 地域と多機関の協働・連携を進めていくために、社会福祉協議会局内の連携体制づくりを進め、情報共有をはかり、地域における包括的な相談支援体制を整備していきます。



＜参考＞ 厚生労働省が進める「我が事・丸ごと」施策の経緯と概略について

法改正の経緯

- 平成 27 年 9 月 17 日 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現
(厚生労働省) ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」公表
- 平成 28 年 6 月 2 日 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定
(内閣) (「地域共生社会」の実現が掲げられた。「支え手」「受け手」に分かれることのない、誰もが役割を持ち活躍する社会を作ることが基本コンセプト)
- 平成 28 年 7 月 15 日 『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部設置
(厚生労働省) 10 月より「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」開始
- 平成 28 年 12 月 26 日 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」(座長:原田正樹日本福祉大学教授)の中間とりまとめ公表
- 平成 29 年 2 月 7 日 『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)提示
(厚生労働省)
- 平成 29 年 5 月 26 日 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議にて可決・成立。一部を除き平成 30 年 4 月 1 日施行
- 平成 29 年 6 月 2 日 法律の施行に向け都道府県知事に対し、厚生労働省局長連名(医政局、社会援護局、老健局)通知が公布。

改正法では、「地域共生社会」の実現に向け、地域力強化検討会で示された「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの基本コンセプトに基づく地域福祉の理念の見直し、市町村・都道府県が取り組むべき事項等が盛り込まれている。

◆「地域共生社会」…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創って行く社会

◆107 条 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、他の分野別計画の上位計画として位置付け、定期的な分析及び評価をすることに努めることが明記。

◆地域力強化検討会中間とりまとめ（平成 28 年 12 月 26 日）の概要抜粋・・・出典：厚生労働省ホームページ）

- ・「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」
 - 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要
 - 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき
- ・市町村における包括的な相談支援体制
 - 協働の中核を担う機能が必要

資 料 集

- 能美市地域福祉活動計画第3次策定委員会委員名簿
- 〃 検討会委員名簿
- 〃 幹事会委員名簿
- 〃 ワーキング部会委員名簿
- 能美市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 〃 こころ豊かな地域づくりの会設置要綱
- 〃 評価委員会設置要綱
- 能美市における福祉の現状
 - (1)人口・世帯数の推移
 - (2)少子高齢化の進行
 - (3)高齢者を含む世帯数の推移
 - (4)要介護認定者数の推移
 - (5)老人クラブ会員数の推移
 - (6)シルバー人材センター会員数の推移
 - (7)児童数の推移
 - (8)生活保護の状況の推移
 - (9)障害者手帳所持者数の推移
 - (10)社会福祉協議会登録ボランティア数の推移
 - (11)地域福祉委員会設置状況の推移
 - (12)赤い羽根の共同募金・歳末たすけあい募金金額の推移
 - (13)社会福祉協議会の会員登録人数と、会費金額の推移
- 地域でふれあい行事を行うためのポイントガイド
- 地域福祉委員会をすすめましょう
- 地域福祉委員会Q & A [組織編]
- 〃 Q & A [活動編]

第3次能美市地域福祉活動計画 就任依頼名簿

平成30年3月31日現在

●策定委員会委員

(敬称略)

No.	所 属	本会役職	氏 名
1	能美市町会連合会	評議員	山 本 徹
2	能美市町会連合会	評議員	東 方 俊一郎
3	能美市民生委員児童委員協議会	評議員	西 田 外喜夫
4	能美市民生委員児童委員協議会	評議員	長 田 壽 博
5	能美市ボランティア連絡協議会	評議員	西 井 直 江
6	能美市ボランティア連絡協議会	評議員	南 野 一 栄
7	介護老人福祉施設	評議員	北 浦 龍 也
8	介護老人保健施設	評議員	越 村 和 広
9	能美市婦人団体協議会	評議員	東 由紀子
10	能美市婦人団体協議会	評議員	西 出 紀代美
11	能美市自治公民館協議会	評議員	本 間 崇 明
12	能美市社会教育委員	評議員	吉 川 香 里
13	能美市立寺井小学校	評議員	外 山 ひとみ
14	能美市老人クラブ連合会	評議員	大 杉 秀 紀
15	能美市身体障害者福祉協議会	評議員	本 多 喜久野
16	能美市手をつなぐ育成会	評議員	荒 田 正 信
17	能美市母子寡婦福祉連合会	評議員	北 島 邦 子
18	能美市商工会	評議員	中 西 幸 一
19	能美市介護を考える会	評議員	河 村 恵美子
20	能美市健康福祉部福祉課	評議員	佐々木 ひふみ
21	能美市健康福祉部介護長寿課 高齢者かがやき支援室	評議員	山 下 実千代

●策定検討会委員

(敬称略)

No.	所 属	本会役職	氏 名
1	能美市町会連合会	理 事	吉 田 良
2	能美市民生委員児童委員協議会	理 事	山 本 多津子
3	能美市ボランティア連絡協議会	理 事	栗 山 よしみ
4	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	理 事	高 塚 亮 三
5	能美市婦人団体協議会	理 事	田 中 玉 美
6	能美市商工会	理 事	上 村 眞 吾
7	能美市医師会	理 事	木 田 泰 弘
8	能美市健康福祉部	理 事	勝 山 與四久
9	能美市社会福祉協議会	理 事	伴 場 博 夫
10	能美市社会福祉協議会	理 事	新 川 葉 子

●策定幹事会委員

(敬称略)

No.	所 属	氏 名
1	第2次能美市地域福祉活動計画 あたたかい地域づくりの会 会 長	吉 田 良
2	あたたかい地域づくりの会 副会長	栗 山 よしみ
3	あたたかい地域づくりの会 理 事	東 森 正 則
4	あたたかい地域づくりの会 理 事	高 田 幹 雄
5	あたたかい地域づくりの会 理 事	木 戸 幸 平
6	あたたかい地域づくりの会 理 事	富 田 静 香
7	あたたかい地域づくりの会 理 事	青 山 信 久
8	あたたかい地域づくりの会 理 事	立 花 秀 人
9	あたたかい地域づくりの会 理 事	清 水 奈津美
10	評価委員会 委員長	高 塚 亮 三
11	評価委員会 副会長	西 川 方 敏
12	能美市健康福祉部福祉課	南 芳 美

●策定ワーキング部会（第2次能美市地域福祉活動計画を推進する3委員会）（敬称略）

No.	3委員会名	所 属	氏 名
1	こころに寄り添える人づくり委員会	能美市町会連合会	東 森 正 則
2		能美市自治公民館協議会	本 間 崇 明
3		能美市民生委員児童委員協議会	北 村 節 子
4		福祉推進員	大 村 美代子
5		能美市身体障害者福祉協議会	山 本 外茂夫
6		能美市ボランティア連絡協議会	栗 山 よしみ
7		能美市手をつなぐ育成会	中 山 勇
8		障がいへの理解を進める活動団体(ともろっさ・能美)	高 田 幹 雄
9		障がいへの理解を進める活動団体(手話サークルめだか)	古 田 美恵子
10		福祉施設	高 田 茂
11		相談支援専門員	堀 岡 満
12		学校関係(教職 OB)	太 田 景 子
13		能美市社会教育委員会議	中 川 嘉代子
14		能美市子育て支援課(子ども発達支援センター)	山 岡 信 夫
15		能美市健康福祉部福祉課	南 由美子
16	地域見守りネットワークづくり委員会	能美市町会連合会	吉 田 良
17		能美市自治公民館協議会	本 間 崇 明
18		能美市民生委員児童委員協議会	木 村 洋 子
19		福祉推進員	余 田 猛
20		いきいきサロン運営ボランティア	竹 中 俊 子
21		能美市老人クラブ連合会	北 室 良 人
22		能美市壮年団	石 谷 哲 也
23		能美市婦人団体協議会	富 田 静 香
24		のみ商業協同組合	石 川 正 樹
25		地域福祉委員会活動推進員	本 村 彰 則
26		地域福祉委員会活動推進員	森 洋 美
27		地域福祉委員会活動推進員	木 戸 幸 平
28		健康づくり推進員	中 浦 八重子
29		能美市健康福祉部介護長寿課高齢者かがやき支援室	高 橋 理 恵
30		能美市健康福祉部福祉課	西 出 弥 生
31	支えあいのしくみづくり委員会	認定 NPO 法人えんがわ	中 田 八 郎
32		能美市民生委員児童委員協議会	藤 田 珠 美
33		能美市手をつなぐ育成会	橋 本 八重子
34		ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会	青 山 信 久
35		ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会	井 上 ル ミ
36		親子サロン	清 水 奈津美
37		ファミリー・サポート・センター運営委員会	喜 多 泉
38		シルバー人材センター	白 崎 佑 希
39		生活協同組合コープいしかわ	堀 口 亮 一
40		のみ商業協同組合	立 花 秀 人
41		能美市商工会	杉 田 洋 子
42		相談支援専門員	矢 鋪 幸 代
43		能美市ケアマネジャー連絡会	岸 千恵美
44		能美市健康福祉部介護長寿課高齢者かがやき支援室	脇 本 慈
45		能美市健康福祉部福祉課	北 出 清 弘

能美市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、能美市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、能美市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 策定委員会は、21人以内の委員で組織し、市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、策定委員会に臨時委員をおくことができる。
- 4 臨時委員は、会長が委嘱し、その任期は当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。
- 5 策定委員会に正副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任 務)

第3条 策定委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、会長に報告するものとする。

- 2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 策定委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(検討会)

第5条 策定委員会は、計画素案の内容の検討を行うため、検討会を設置する。

- 2 検討会は正副委員長各1人を置き、検討会委員の互選によりこれを定める。
- 3 検討会は必要に応じ、検討会委員長が招集し、検討会委員長が座長となる。

(幹事会)

第6条 策定委員会は、計画の策定に関する調査、研究、分析及び計画素案の作成を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は正副委員長各1人を置き、幹事会委員の互選によりこれを定める。
- 3 幹事会は必要に応じ、幹事会委員長が招集し、幹事会委員長が座長となる。
- 4 幹事会には必要に応じ、幹事会以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会、検討会及び幹事会の事務局は、能美市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月26日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第3条及び第4条の規定に関らず、会長が招集する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第3次能美市地域福祉活動計画 こころ豊かな地域づくりの会設置要綱

(目 的)

第1条 能美市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に示された基本目標を達成するために、市民主体の取組みが効果的に進むよう、こころ豊かな地域づくりの会を設置する。

(組 織)

第2条 こころ豊かな地域づくりの会は、市民主体の取組みを進めるための、次の2つの委員会（以下「委員会」という。）により構成する。

- 1) こころに寄り添い合う人づくり委員会
- 2) 見守り・助け合い推進委員会
- 2) こころ豊かな地域づくりの会を構成する委員会は、それぞれ15名以内の委員で組織し、社会福祉法人能美市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。
- 3) 各委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4) 各委員会に委員長1名・副委員長2名を置き、委員の互選により選任する。
- 5) 活動計画の実行段階において必要があるときは、各委員会に部会をおくことができる。
- 6) 部会の設置に関しては、該当する委員会ごとに別に定める。
- 7) こころ豊かな地域づくりの会の理事は、能美市地域福祉活動計画評価委員会委員を兼ねる。

(役 員)

第3条 こころ豊かな地域づくりの会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 理事 6名（会長、副会長含む）
- 2) 理事は、各委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。
- 3) 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 4) 会長は、こころ豊かな地域づくりの会を代表し、会務を統括する。
- 5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6) 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 こころ豊かな地域づくりの会は、理事会とする。

- 2) 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3) 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席した理事の過半数により議事を決定する。
- 4) 理事会は、各委員会間の調整に関すること、及びその他地域福祉の推進に関することを審議する。

(事務局)

第5条 こころ豊かな地域づくりの会の事務局は、能美市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

- 1) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2) 最初に開かれるこころ豊かな地域づくりの会の理事会及び委員会は、第4条の規定に関わらず、社協会長が招集する。

能美市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が「能美市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）の展開にあわせ、活動計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、進捗状況の検討・評価を行うことを目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、下記の委員12名以内で構成し、社協会長がこれを委嘱する。

（1）こころ豊かな地域づくりの会理事6名

（2）社協会長が必要と認める者

- 2 この委員会に委員長1名及び、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任 務)

第4条 委員会は、活動計画の進捗状況と今後の課題について検討・評価し、その結果を社協会長に報告する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、社協に置く。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

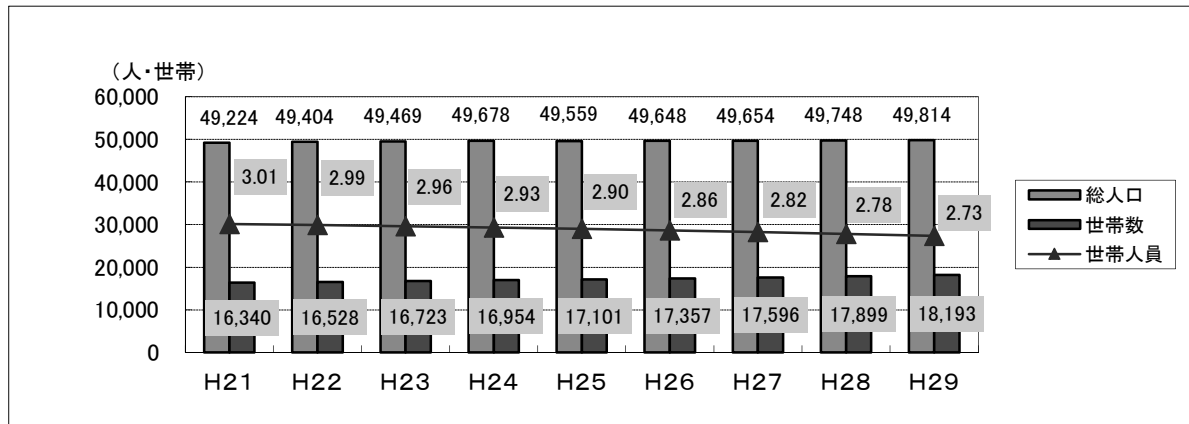
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 最初に開かれる委員会は、第5条の規定に関わらず、社協会長が招集する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

能美市における福祉の現状

(1)【人口・世帯数の推移】

(人)

本市の総人口(H29年4月1日現在)は49,814人、世帯数は18,193世帯で、いずれも微増傾向が見られます。5年前のH24との比較では、この5年間に人口増加率は0.3%であるのに対して、世帯数増加率は7.3%にもなります。反面、世帯人員は2.73人/世帯と減少傾向が続いており、世帯の小規模化の進行が顕著に見られます。

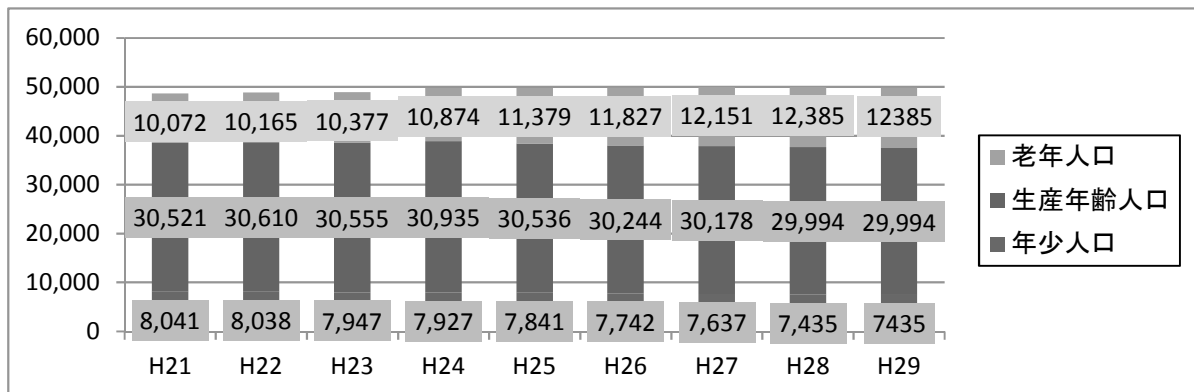


(資料：福祉課 各年4月1日現在)

(2)【少子高齢化の進行】

(人)

年齢別人口(H29)は、年少人口が7,435人、生産年齢人口が29,994人、老年人口が12,385人で、全人口に占める割合は、それぞれ、14.9%、60.2%、24.9%です。5年前のH24との比較では、年少人口が16.3%から減少し、生産年齢人口が62.2%から減少している反面、老年人口は21.5%から増加していて、少子高齢化の流れが続いていると言えます。

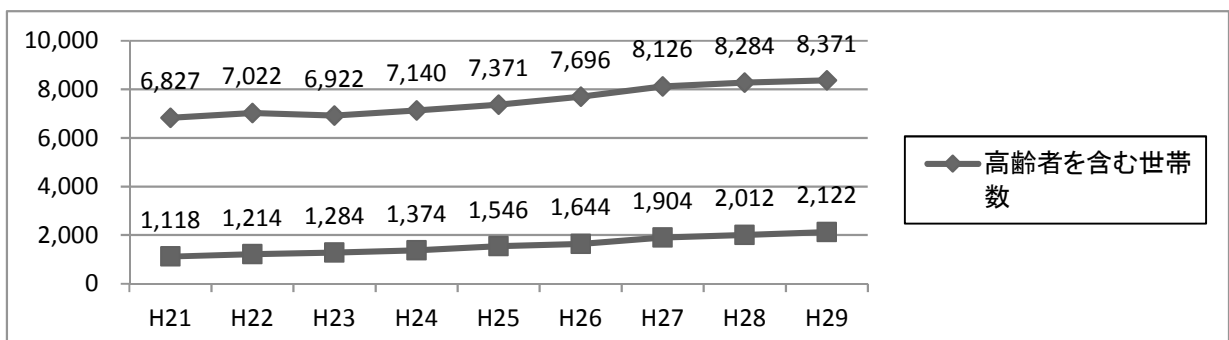


(資料：能美市統計書 各年12月31日現在 ただしH29は4月1日現在)

(3)【高齢者を含む世帯数の推移】

(世帯)

高齢者を含む世帯(H29)は8,371世帯で、その25.3%にあたる2,122世帯が高齢単身世帯となっています。5年前(H24)に比べると、高齢者を含む世帯は1,231世帯増加しており、高齢単身世帯が占める割合は、5年前の19.2%から大きくなっています。ちなみにH27国勢調査によると、高齢単身世帯に占める男女比はおおよそ3:7と、女性が多くなっています。

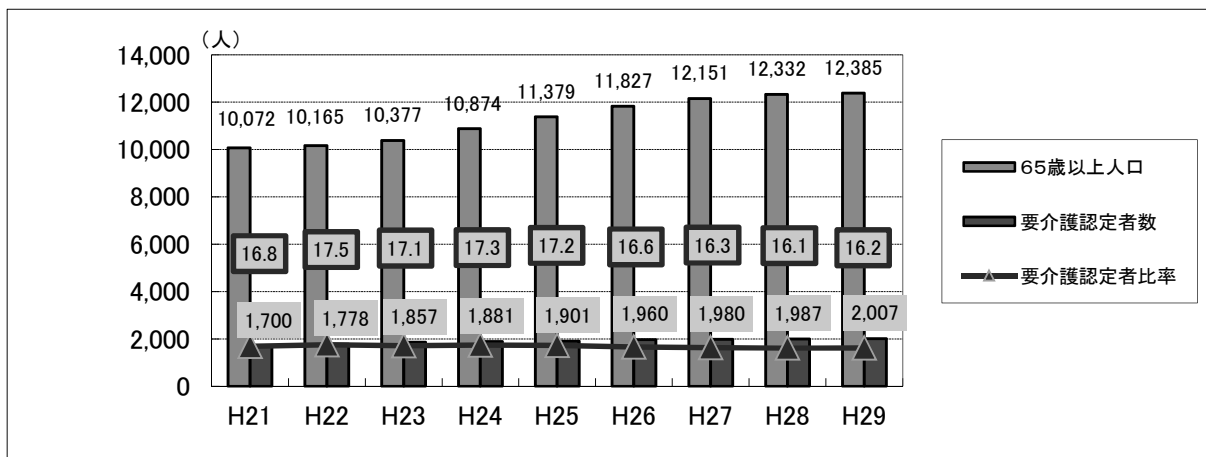


(資料：介護長寿課 各年4月1日現在)

(4)【要介護認定者数の推移】

(人・%)

要介護認定者数(H29)は2,007人で、65歳以上人口に占める要介護認定者の割合は16.2%です。65歳以上人口の増加に伴って要介護認定者数も増加傾向にあります。要介護認定者比率は横ばい傾向が見られます。他方全国的には、家族の介護に伴う離職や老老介護に伴う問題が提起され始めています。(内閣府H28版高齢社会白書)

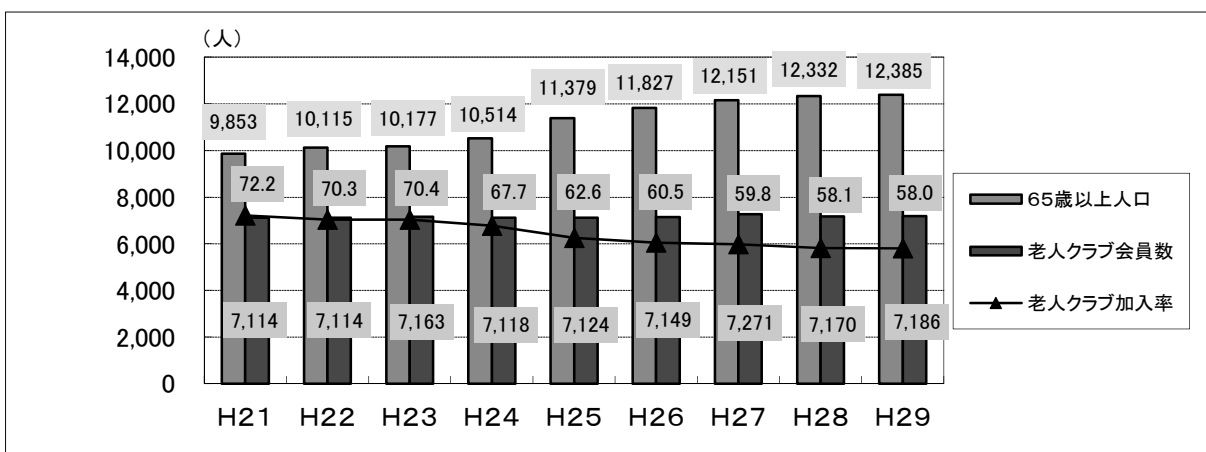


(資料：介護長寿課 各年4月1日現在)

(5)【老人クラブ会員数の推移】

(人・%)

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織であり、社会奉仕や各種スポーツ・文化活動を実施しています。会員数(H29)は7,186人でやや微増傾向にあります。高齢者(65歳以上)人口における加入率は58.0%と、年々減少しています。

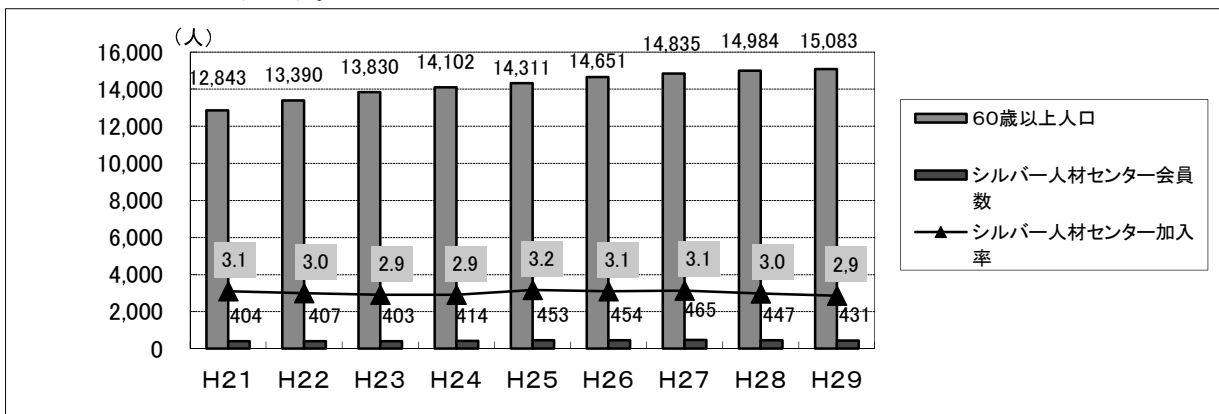


(資料：介護長寿課)

(6)【シルバー人材センター会員数の推移】

(人・%)

シルバー人材センター会員数(H29)は431人で、加入率は2.9%です。60歳以上人口は年々増加しているなかで、会員数および加入率は、微増微減で推移しています。「高年齢者雇用安定法」がH24に改正されたことにより高年齢者の継続雇用などの措置が取られ、60歳を過ぎても会社勤めを続ける人が増えるなどの近年の社会的変化があるものの、シルバー人材センターが高年齢者の就業の機会として果たしている役割には、大きな変化は生じていないようです。

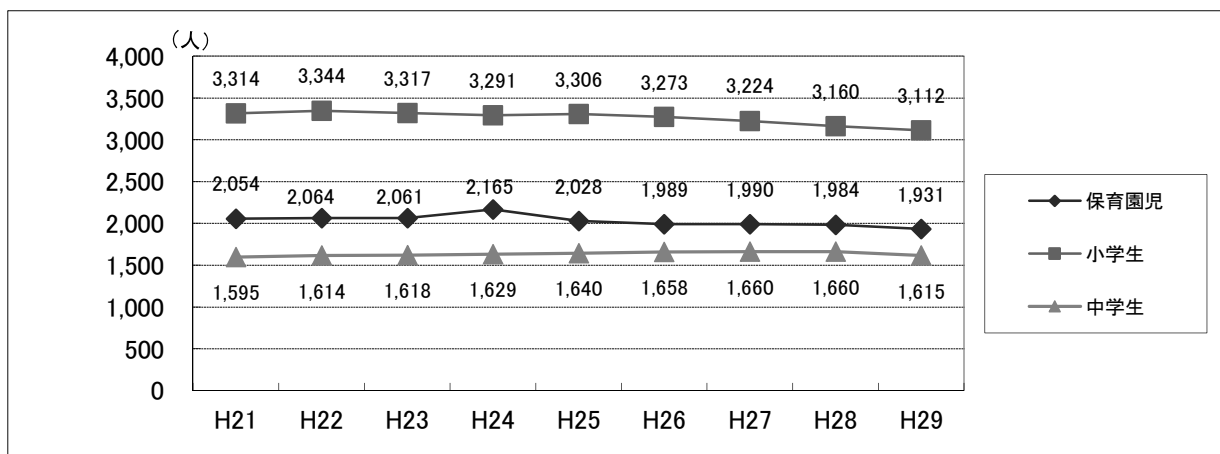


(資料：シルバー人材センター)

(7)【児童数の推移】

(人)

市内には、市立保育園15ヶ所、小学校8ヶ所、中学校3ヶ所があります。各々の人数(H29)は、保育園児1,931人、小学生3,112人、中学生1,615人で、5年前(H24)に比べるといずれも微減傾向です。ちなみに、「能美創生人口ビジョン」(H28.3月)によると、出生に大きな影響を与えられとされる未婚率は男女ともすべての年代で上昇していて、H22においては30代後半の女性では7人に1人(14%)、男性では3人に1人(28%)が未婚の状況で、H2と比べると女性で約5倍、男性で約3倍増えています。

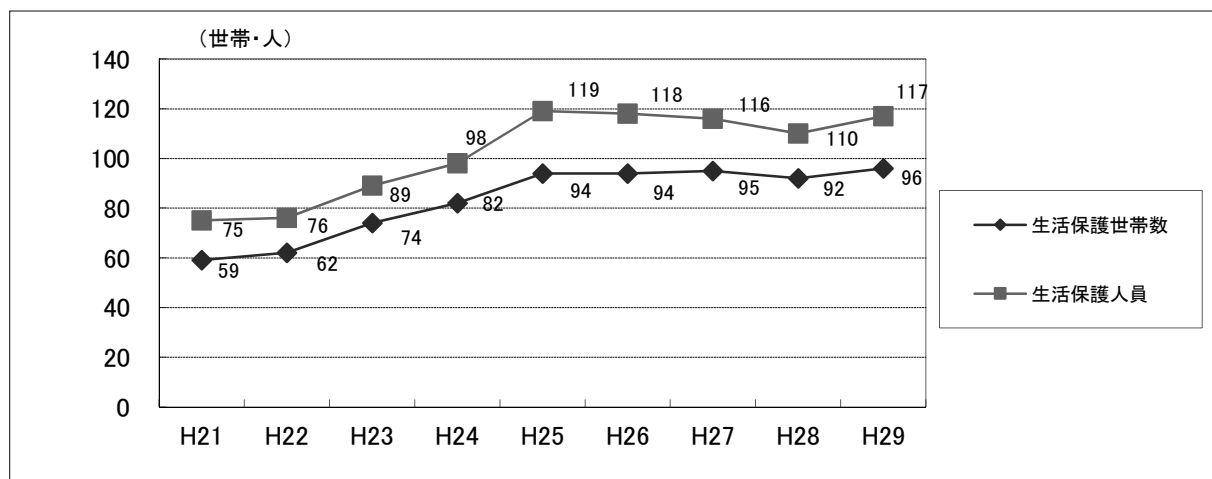


(資料：福祉課、学校教育課)

(8)【生活保護の状況の推移】

(人)

生活保護人員(H29)は117人、生活保護世帯数は96世帯で、いずれも5年前(H24)に比べて増加しています。経済の国際的な競争激化を反映した非正規雇用の増加や、世帯の小規模化、ひとり親家庭の増加、IT化の進展に伴う情報格差など、今日見られる生活上のリスクの増大は、従来の社会保障制度の枠組みを十分に活用できない人々を生み出しています。

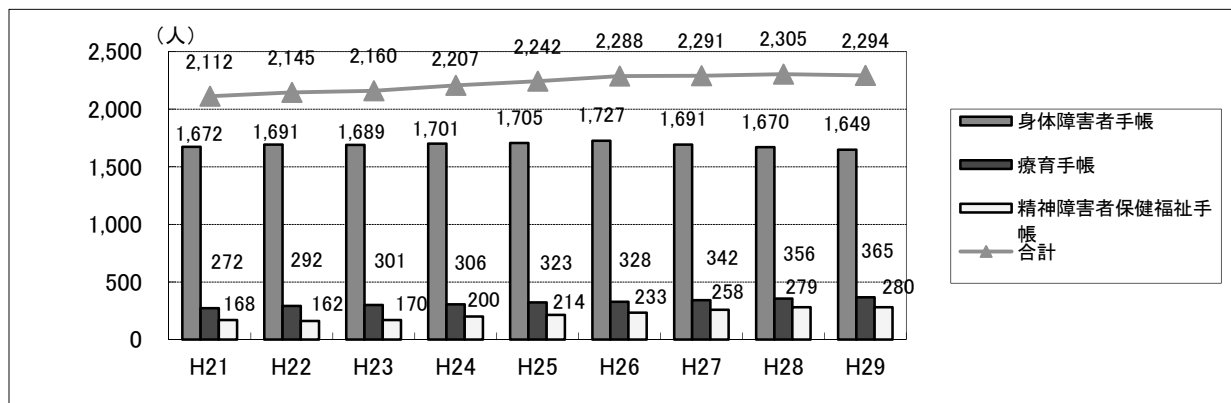


(資料：福祉課 各年4月1日現在)

(9)【障害者手帳所持者数の推移】

(人)

身体障害者手帳保持者(H29)は1,649人とH26をピークに減少傾向が見られますが、療育手帳保持者は365人、精神障害者保健福祉手帳保持者は280人と、いずれも増加傾向にあります。この5年間にわが国では、ノーマライゼーションの考え方に基づく障害者権利条約批准や、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法施行など、共生社会実現のための政策が相次いで打ち出されました。障がいのある人が障壁なく暮らせるよう、合理的配慮があらゆる場面や場所で求められています。

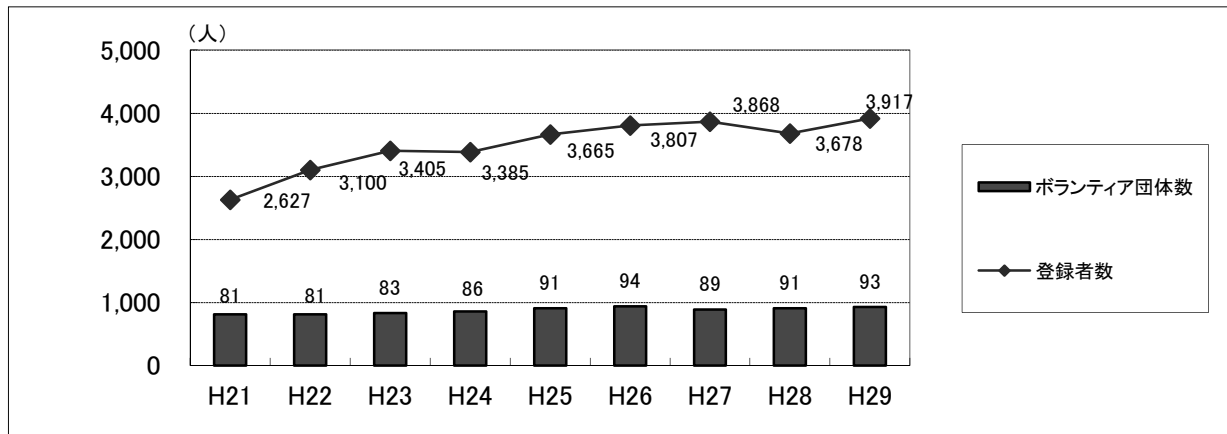


(10)【社会福祉協議会登録ボランティア数の推移】

(人・団体)

価値観と暮らし方の多様化、世帯の小規模化による地域の絆の希薄化が進む近年、地域住民による助け合いの必要性を感じ、ボランティアとして活動する市民は増加傾向にあります。ボランティア団体数(H29)は93団体と近年横ばい(安定)傾向にありますが、登録者数は3,917人となりました。活動内容は、高齢者の見守り活動や配食サービス、買い物支援、童話や昔話の読み聞かせ、環境、国際交流など多分野にわたっています。

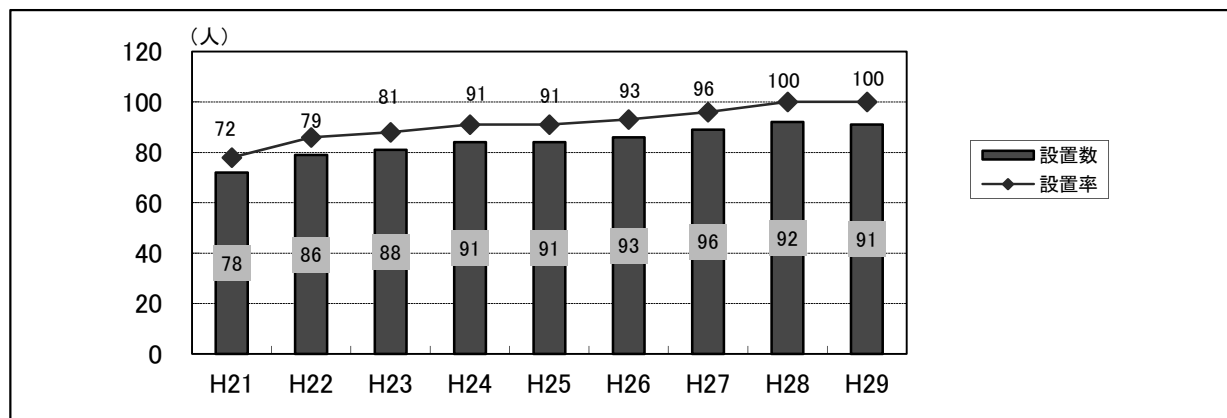
(資料：社会福祉協議会)



(11)【地域福祉委員会設置状況の推移】

(人・団体)

第1次の能美市地域福祉計画および能美市地域福祉活動計画に沿い、平成20年度から設置を進めてきた地域福祉委員会は、H28には設置率が100%に達しました。地域福祉と住民の互助のために大きな役割を担うことが期待される地域福祉委員会は、設置がゴールではなく、そこからがスタートです。地域福祉委員会活動の充実を目的に、研修講座を段階ごとに開催し、継続的に支援を行っています。

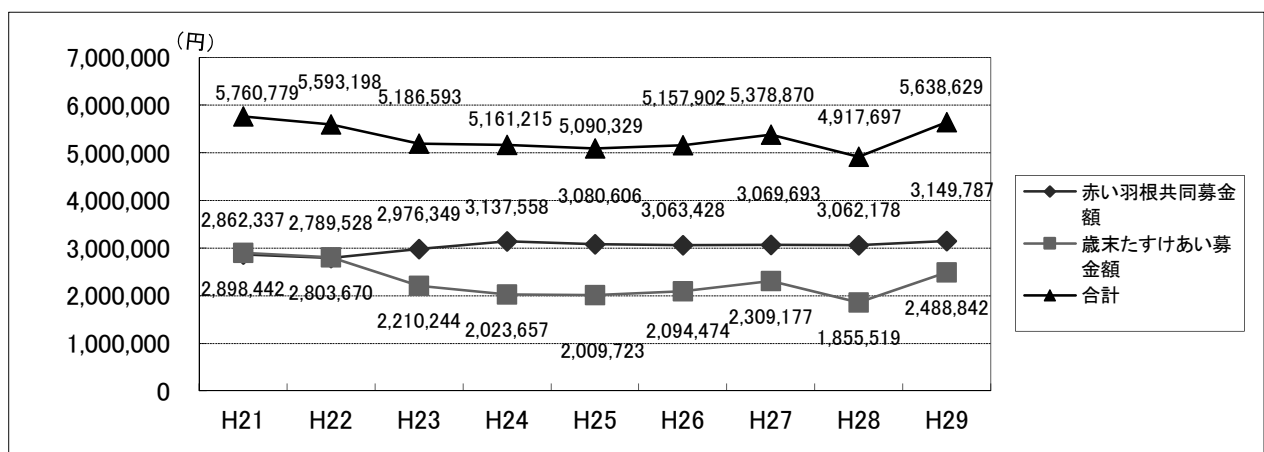


(資料：社会福祉協議会)

(12)【赤い羽根の共同募金・歳末たすけあい募金金額の推移】

(人)

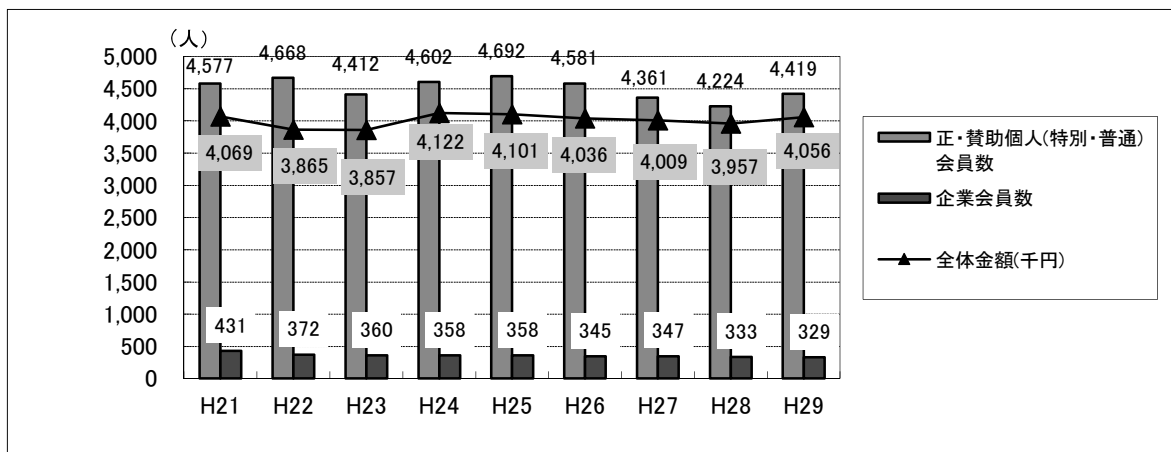
市内の全戸、及び企業や学校・各種団体などに協力を頂いている「赤い羽根共同募金」や、市美術作家協会・商工会・助成団体協議会のチャリティやボーイスカウト団体等の街頭募金の協力を頂いている「歳末たすけあい募金」は、厳しい経済情勢を受け、減少傾向にありましたが、平成29年度は増加に転じました。今後の推移を見ていく必要がありますが、募金が地域を良くする活動に活かされることから、募金額の増減は、市民の地域福祉への参加の意志の表れであると捉えます。



(13)【社会福祉協議会の会員登録人数と、会費金額の推移】

(人・%)

地域福祉の活動を推進する社会福祉協議会に対する理解を広め、地域住民が参画し、共に力を合わせて「支え合いの地域づくり」を進める意識を広めるために会員会費制度をとっています。H25を境に下降傾向でしたが、全町会に地域福祉委員会が設置され、支え合いの地域の必要性の理解が進みH29は微増しました。会員数の増減は、地域福祉に関する関心度を示すものとみられます。



地域でふれあい行事を行うためのポイントガイド

ふれあい行事・・・さまざまな人が、互いにわけへだてなく、ふれあうことができる行事。様々な人と、分け隔てなくふれあえる人を増やすための行事。

★だれもが同じ地域に暮らす仲間として、普段からの“きずな”作りが、住み良いまちづくりにつながります。

地域福祉の理解を進めるには、ふれあい行事の前後に、「学び合いの機会」を作れると良い。



① 行事の目的をきめるとき

- ・ひとり1人が主役。誰もが参加でき、共に楽しめる。
- ・「ひとり1人がみんなのため、みんながひとり1人のために」気配りするきずなづくり

② 事業の基本概要を決めるとき

- ・地域の各種団体やボランティアが参加して企画する体制(実行委員会など)をつくろう。
- ・地域の特徴、強み、弱みを把握しよう。
- ・今ある地域行事に、「つながり・地域の宝」を意識して盛り込もう。
- ・年齢・性別・障害の有無に拘らず、多くの人に参加できるよう配慮しよう。
- ・参加に向けた支援や、参加しにくい人への言葉掛けも大切。
- ・参加者にはひとり1人ちがう楽しみ方があることを理解し、柔軟に企画しよう。(行事をこなす事に気を取られると画一的になるので注意しよう。)
- ・曜日、時間帯や参加時間の長さなどに配慮し企画しよう。
- ・「食」を組み入れると会場の雰囲気緩和。ひとり1人が食をその人らしく楽しめる工夫しよう。
- ・関係者の役割分担を明確にしよう。

★自分だけが良ければよいのではないと思いませんか
他人を思いやることが大切な時代になってきています。

★ひとり1人が地球の掛替えのない存在

- ★参加を呼び掛ける団体・組織
町(内)会・学校・商店・企業
・福祉施設・障害者団体・民生委員
・福祉推進員・老人会・婦人会
・壮年団・ボランティア等

★参加したくてもできない人もいるはず！その人たちもかけがえのない地域の仲間だということを考えよう。

★余裕をもって企画しよう。

③ 関係先や協力先に連絡・調整するとき

- ・高齢者や障害を持つ人などにも、個別に参加をよびかけよう。
- ・参加のための手助けを検討・調整する。参加できない人の対応を検討しよう。
- ・連絡・調整図を作成し、連絡先を明確にしておこう。

④ 準備の係り分担を決定、準備をするとき

- ・ボランティアや各種団体、各々が協力できることを話し合おう。
- ・支援する側、受ける側が、相互に理解するために、本人・家族と共にじっくり話し合おう。
- ・役割分担表を作成し、準備を行おう。
- ・自然にふれあえる雰囲気の会場にしよう。
- ・参加支援に必要な物品リストを作成し、関係者が協力して調達しよう。

★楽しみ方もいろいろ、個々の違いを理解し、対応しよう。

★参加できない理由にも配慮が必要。
色々な背景があることに細やかな配慮を！
明快に参加できない理由を説明できない人もいます。

⑤ 当日の進行、実施するとき

- ・タイムスケジュールを確認しよう。
- ・係、関係者が状況を確認し、連絡体制を確認しておこう。
- ・スタッフの目印が必要。会場全体の共通認識にしよう。
- ・楽しく自然な関わり方によるふれあいをしよう。(笑顔・あいさつ・声掛け)
- ・参加者全員で片付けよう。

★いざというときは、だれに連絡する？

★雨・風大丈夫？

⑥ 良かった点・悪かった点、評価するとき

- ・振り返りは、自由に発言できる雰囲気、何でも話し合おう。
- ・良い点・改善が必要な点を反省し、記録を作成しよう。(参加者に配布)
- ・知り合った人との絆を、次につなげていくことを確認しよう。

★振り返りの視点
「地域ぐるみで展開できたか？」
「参加したい人が参加できたか？」
「参加できなかった人にフォローできたか？」
「気づきをどのように次につないでいくか？」など

地域福祉委員会活動をすすめましょう

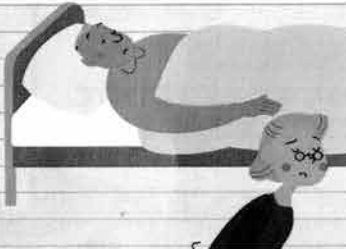
～今“地域のつながり”があらためて注目されています～

国民生活白書や内閣府の統計調査によると「近所（生活圏）で協力し合う人数」の問いに対し、0人と回答した人が半数以上と多く、人とのつながりが薄くなっていることがわかりました。さらに、地域社会から孤立してしまう人が増加傾向にあるとも言われています。今後は、超高齢・少子社会となることから、より一層、近所で支え合ったり、助け合ったり、協力し合うことが重要になります。

地域を取り巻く環境が変化しています。

高齢の夫を
高齢の妻が介護

夫は要介護で寝たきりとなり、介護を続けている妻も介護疲れのため、つらそう...



日中一人暮らしの
高齢者

「あの家は同居だから大丈夫」といわれている家庭でも息子夫婦は勤めで、日中は一人で淋しそう...

ポツーン



育児で困っている
お母さん

夫は勤めに出ており、妻は相談相手もおらず、初めての子育てに悩んだり、困っている様子...



近所に気になる人は
いませんか？

地域福祉委員会では、1人ひとりの住民が抱える生活上の困りごとを、町内全体の問題と捉え、みんなで解決方法を考えます。

① 気づく

日頃の見守りの中で、心配な方、気になる方などの変化に気づき、地域福祉委員会のメンバーでその情報を共有します。



② 話し合う

①で共有した課題に対して、地域でどんなことが出来るかを話し合います。



③ 解決に向けて

それぞれの地域の状況に応じて、実行部隊が活動したり、行政や専門機関につないでいきます。

★社会福祉協議会も共に考えます。

私たち住民ができること
(地域での支え合い活動の例)

買い物

何らかの事情で買い物に行くことが難しい人は、たくさんいます。自分が買い物に行くついでに買い物の手助けができます。



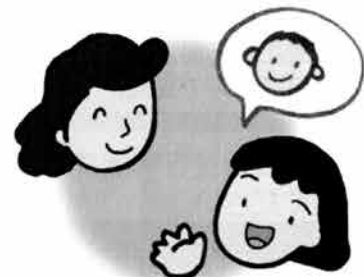
話し相手

ちょっとした会話ができたり、悩みごとを相談できる相手が身近にすることで、孤独感が解消されます。



声かけ・気配り

あいさつや声かけなど、ちょっとした気配りをしてみましょう。



地域福祉委員会への活動支援については、裏面をご覧ください。

地域福祉委員会Q & A【組織編】

※「町会・町内会」を「町会」と表現を統一して、記載することをご了承ください。

Q 1 地域福祉委員会の設置の目的はなんですか？

A 1 地域福祉委員会の設置は、同じ地域の住民それぞれの困りごとや心配ごとを地域の課題として話し合い、その課題の解決に向けて、住民同士が協力し取り組んでいくことで、「お互いの気持ち」を育み、「支え合う地域づくり」を進めることが目的です。

A1補足 少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化が進み、様々な生活課題に個人や家族だけで解決したり、行政サービスだけで対応することが難しくなっています。そんな中で、支援を必要とする人(要援護者)の見守りや生活支援を一部の福祉関係者だけでなく、地域全体として取り組む必要があります。また、地域住民相互のつながりの希薄化も問題となってきたことから、地域内の課題を話し合い、交流を促進し、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域に住むすべての人々が、安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるために設置する必要がありますし、地域住民相互のつながりを深めることが、災害発生時の早期の安否確認や要援護者支援につながります。

Q 2 地域福祉委員会は、なぜ町会・町内会（以下「町会」という）単位でつくるのですか？

A 2 身近な地域のことをその地域に住む人が一緒に考えられる単位として、町会が考えられ、古くから住民同士の情報伝達のしくみがあり、まとまりが一番強い組織といえます。

A2補足 個人の生活において、一番小さい単位は家、次に隣近所、班・組等、町会、小学校区、中学校区、市と、その関わりはだんだん見えにくくなってきますが、身近な地域のことを、その地域に住む人が一緒に話し合い考えられる単位として、町会があり、そこにはしっかりとした情報伝達のしくみと強いまとまりがあります。なお、町会の規模が大きい場合には、細部の組織として複数の地区委員会を組織して活動することができます。

Q 3 町会の役員会とは別に、地域福祉委員会を設置する必要があるのですか？

A 3 地域福祉委員会は、地域内の課題を話し合い、地域に住む全ての人々が、安心・安全で生きがいをもって暮らし続けられる地域づくりという観点から、町会役員や公民館長の他に、少なくとも民生児童委員・福祉推進員や、自衛消防団・防犯活動団体の代表が加わることが望ましいです。その他、地域住民のふれあい交流、健康づくりの行事や、地域の清掃等の活動を行っている、健康づくり推進員、老人会、婦人会、壮年団、PTA、それにいきいきサロンや見守り会等の福祉活動者・団体も考えられますが、それぞれの町会の規模や考え方でメンバーを構成していただければよいです。

A3補足 各種団体の代表は、地域福祉委員会での協議事項を会員・団員に伝え、自分たちの活動にも、より福祉の視点や要素を取り入れることができないかを話し合うことが望ましいでしょう。

Q 4 なぜ、町会長が地域福祉委員会の委員長になる必要があるのですか？

A 4 地域福祉の目的は、地域に住むすべての人々が安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるためです。そのためには、地域福祉委員会のメンバーをはじめ、町民全員の協力が必要であることから、町会を統括する町会長が委員長となるようにお願いしています。

Q 5 小さな町会では、普段から町内のことは大体分かり合えているので、わざわざ地域福祉委員会を開くほどの議題はないし、大きな町会では、地域福祉委員会のメンバーが多くなり、会合を開くだけでも大変だと思うのですが？

A 5 比較的小さなある町会は、町会の役員会のついでに、時間帯を区切って、民生児童委員・福祉推進員や消防団長等が加わり、地域福祉委員会として協議されています。

また、比較的大きなある町会では、地域福祉委員会のメンバーが多く、会合を開くだけでも大変なので、全メンバーに共通した基本的な事項については、全体会として年1～2回開催し、普段の具体的な課題については、少人数で幹事会を組織して、必要に応じて集まり、協議されています。幹事会のメンバーは、町会長、町会役員代表、公民館長、民生児童委員、福祉推進員等で組織されています。

A5補足 地域福祉委員会では、町内のいろいろな役や立場を持つ方々が集まって、まずは町内の生活課題であったり、町民それぞれの困りごとや心配ごとを話し合い、共有してもらいたいという主旨であり、それぞれの町会の実情に合わせて会合を持ってもらえればよいです。

Q 6 地域福祉委員会と、これまで地域にある既存の組織や団体との関係はどうなるのですか？

A 6 既存の組織や団体の活動は、すべて地域福祉活動の一環であると言えますので、地域福祉委員会の実践活動として、これまでどおり続けてもらい、それらの組織や団体の代表が地域福祉委員会のメンバーとなって協議に参加することが望まれます。

A6補足 既存の組織や団体としては、町会役員会、公民館運営委員会、自主防災組織、健康づくり推進チーム、老人会、婦人会、壮年団等がありますが、それぞれの組織や団体の活動そのものが地域福祉活動であると言えます。

地域福祉委員会Q & A【活動編】

※「町会・町内会」を「町会」と表現を統一して、記載することをご了承ください。

Q 1 地域福祉委員会では、どんなことを、どんなふうに話し合えばよいのですか？

A 1 まずは、町会・町内会（以下「町会」という）の現状把握から話題にしてはどうでしょうか。

例えば・・・①一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯がないか。

②閉じこもりがちで、あまり隣近所とも付き合いのない人はいないか。

③やや足腰が不自由で、災害時等に手助けが必要な人はいないか。

④気にかかる子どもや、子どもの危険に関わることはないか。等々

そして、それらの人（世帯）の現状はどうか、困っていることは何なのか、その課題を解決に向けてどう対応していけばよいかを協議するような進め方はどうでしょうか。ただ、上記①～④は個人的で具体的な内容になることもあり、メンバーが多くなる全体会で協議することが難しいようでしたら、まずは少人数で構成する幹事会で協議し、幹事会からの提案・報告として全体会につなげ、全体会で課題共有することが望ましいでしょう。

Q 2 地域福祉委員会のメンバーは、本来の役（係）を持ち、町内行事他いろいろと担っていて福祉のことまで気がまわらなかったり、福祉について普段からあまり意識していない人もいるが、委員会のメンバーは、新たに地域の福祉活動もしなければならぬのですか？

A 2 地域福祉委員会のメンバーで、**A 1**のような協議をしますが、それを実践していく活動に、メンバーが必ず参加するというものではありません。要援護者の日常的な見守りや個別支援の活動は、その人（世帯）の隣近所や親しくしている人をお願いしたり、また、町民のふれあい交流、健康づくり等の行事や、町内の清掃等の活動で、要援護者の困りごと等の課題に対応できるようであれば、それらを行っている公民館や各種団体をお願いしたりと、多くの町民に協力を得て、町ぐるみで福祉活動に取り組んでいくことが望ましいでしょう。

Q 3 町会によっては、各種団体が、健康教室、運動会、夏まつり、文化祭、清掃や粗大ゴミ収集、登下校の児童の見守り、いきいきサロン等を行っていますが、これらの行事と地域福祉委員会との関係はどのようにすればよいのですか？

A 3 より多くの町民と顔を合わせ声を掛け合うことから、親しみを持ち、助け合う気持ちが生まれてくるのではないのでしょうか。各町会では、町民総出の清掃等の奉仕活動をはじめ、公民館や各種団体も、それぞれに目的をもって行事や活動を行っていますが、多くの町民がそれらに参加して、いろいろな人とふれあうことが、「支え合う地域づくり」の第一歩です。

このような考え方から、町会のすべての行事・活動が地域福祉委員会の活動として位置づけられます。地域福祉委員会（幹事会）では、それらの行事・活動の中に、より福祉の視点や要素を採り入れることができないか等を検討し、必要であれば、主催している公民館や各種団体と話し合っ、改善していくことが望ましいでしょう。

A3補足 既存の行事に福祉の視点や要素を採り入れるとは、例えば、既存の行事に、高齢者や障害のある方も参加しやすいように配慮し、工夫して行うことが、1つの取り組みになります。また、いきいきサロンを開催している場合は、要援護者もサロンに参加しやすくし、普段の生活上の困りごとや心配ごとが自然に話し合えるような工夫をすることで、サロンが地域の課題把握の場となり、その課題を地域福祉委員会に繋げるという循環をつくることができます。

Q 4 地域福祉委員会の活動を進めていくには、まず、町会長の理解が必要ではないですか？

A 4 【組織編】 **A 4**とも重なりますが、地域に住むすべての人々が安心・安全で暮らしていくには、町民全員の協力が必要であることから、町会長の理解をなくして、地域福祉委員会は十分な活動ができないのではないのでしょうか。ただし、町会長はいろいろと多忙でありますので、町会長に負担を軽減するために役割を分担するなど、町会の実情に合わせ、取り組みやすい進め方を検討することが大切です。

A4補足 町会長には、様々なご事情があり、毎年町会行事にあたりと、町内の福祉課題への対応まで充分に関わっていくことが難しい場合があります。しかし、民生児童委員や福祉推進員など一部の方だけがいくら頑張っても限界があり、民生児童委員や福祉推進員の選出が難しくなっている現状からも、地域における福祉活動は、町会長の理解と指示のもとに、町会をあげての取り組みにしていくことが望まれます。

Q 5 地域福祉委員会の目的が、町ぐるみで福祉に取り組んでいくことだとすると、より多くの町民に関心を持ってもらうには、どうすればよいのですか？

A 5 より多くの町民に関心をもってもらうには、まずは毎年開催する町会の総会において、地域福祉委員会での協議内容や活動について報告することがよいでしょう。町内のいろいろな生活課題を知ってもらい、話し合いを重ねることで、福祉に関心を持つようになり、支え合いの気持ちが育まれていくのではないのでしょうか。
また時には、見守りとか、防災とか、テーマを絞った会合を開いて、地域福祉委員会のメンバーだけでなく、テーマに関係するいろいろな役や立場の方々にも加わってもらい、具体的な対応策や役割分担を協議し、協力し合うことも必要でしょう。